

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給等に関する事務に係る特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

東京都知事は、個人番号を利用するに当たり、特定個人情報の不適正な取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組むことを宣言する。

特記事項

本件評価は、しきい値判断においては、重点項目評価に該当するが、より適切な特定個人情報の保護を確保するため、全項目評価として実施するものである。

評価実施機関名

東京都知事

個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

公表日

令和7年7月4日

項目一覧

I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給等に関する事務
②事務の内容 ※	・難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号。以下「難病法」という。)に基づき、難病患者に対し、当該難病に係る医療等に要した費用の助成(特定医療費の支給)を行うための認定審査を実施している。 ・難病の患者に対する医療等に関する法律に基づき、特定医療費の支給認定を受けた難病患者に対し、特定医療費を支給するとともに、当該支給情報を管理している。 ・特定個人情報ファイルは同法の規定に従い、特定医療費の支給認定審査の際の、在住要件の確認、患者の負担上限月額算定の算定及び支給情報の管理に使用している。 ・情報提供ネットワークシステムから申請書類に係る情報の一部(地方税関係情報、生活保護情報、中国残留邦人等支援給付情報及び年金情報、健康保険証資格情報)を取得する。 ・申請書類は、特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例(平成11年東京都条例第106号)及び市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例(平成11年東京都条例第107号)の規定に基づき、区市町村の窓口で必要書類及び必須項目の記載が全て整っていることを確認した上で收受し、東京都へ進達している。 ・番号法に基づき、医療費助成の対象者になった者の、認定情報及び支給情報、並びに指定難病に罹患した者の登録者証情報を中間サーバー上に副本登録を行っている。 【Public Medical Hub (PMH) を活用した情報連携】 ・情報連携のため、東京都は、Public Medical Hub (PMH) へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。 ・都民は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。 ・都民が、医療機関受診時に特定医療費の支給を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能となる。
③対象人数	＜選択肢＞ [10万人以上30万人未満] 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1

①システムの名称	医療費助成事務システム(難病法による特定医療費の支給に関する事務)
②システムの機能	・受給者認定登録 ・受給者情報管理 ・医療費の支払 ・支払情報管理 ・医療費の高額療養費調整等
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [] 税務システム [☒] その他 (Public Medical Hub (PMH))

システム2～5

システム2

①システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム(東京都サーバー)
②システムの機能	・本人確認情報の更新・管理 ・全国サーバに対する更新通知 ・本人確認の情報抽出・出力 ・全国サーバへの情報照会
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [☒] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [] 税務システム [] その他 ()

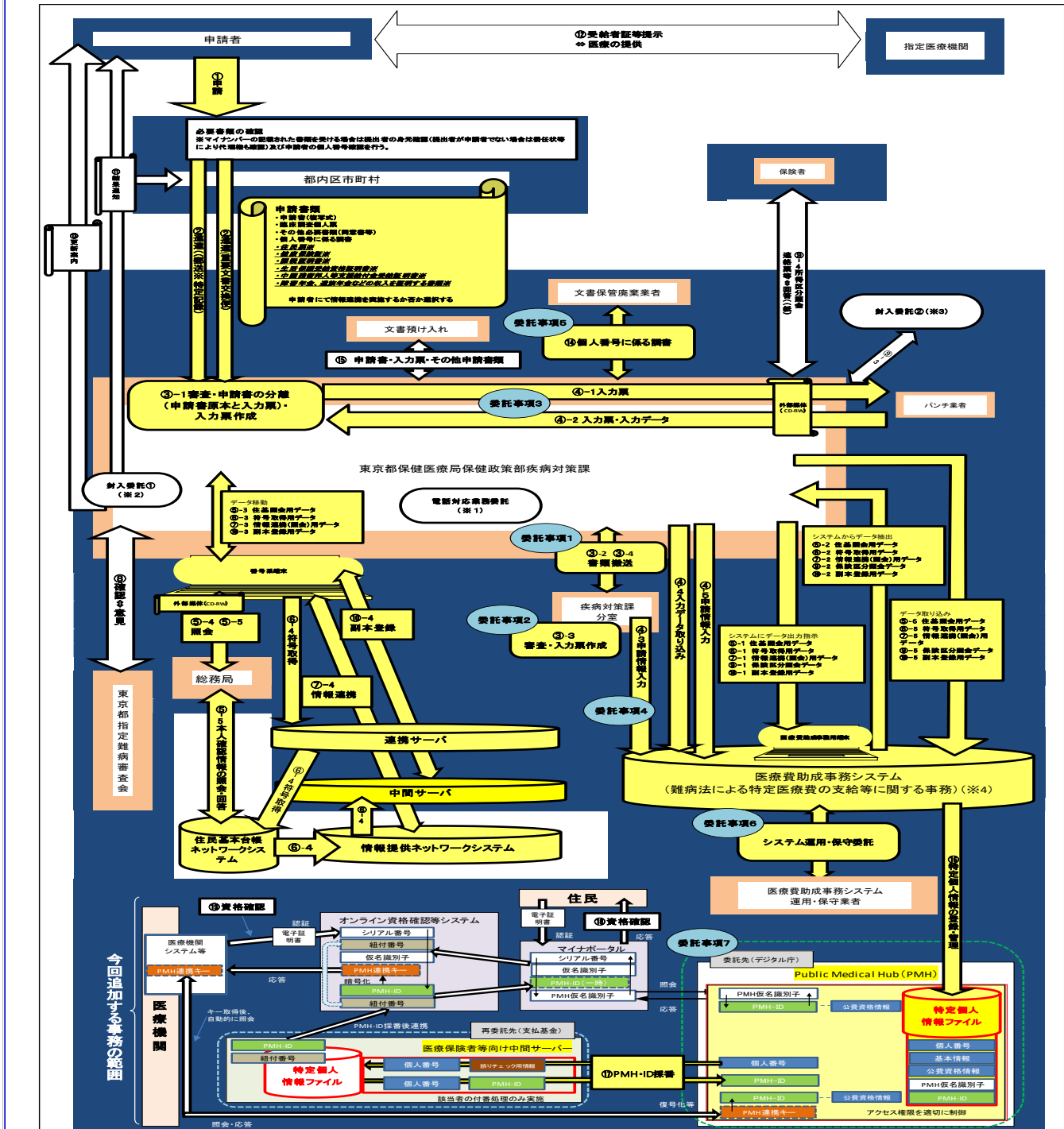
システム3	
①システムの名称	団体内統合利用番号連携サーバー（以下「連携サーバー」という。）
②システムの機能	・中間サーバーへの符号取得要求の仲介 ・団体内統合利用番号の取得、管理 ・個人番号と団体内統合利用番号、団体内統合利用番号と個別業務システム利用番号の紐付管理 ・副本登録における、個別業務システムからの中間サーバーへの登録要求の仲介 ・情報照会における、個別業務システムからの照会要求の受付及び中間サーバーと個別業務システムとの情報授受の仲介 ・団体内統合利用番号と個別業務システム利用番号の紐付管理
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 （ 中間サーバー ）
システム4	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	・符号及び団体内統合利用番号の取得、管理 ・符号と団体内統合利用番号の紐付管理 ・副本管理 ・情報照会の受付及び管理 ・情報提供管理
③他のシステムとの接続	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☒ その他 （ 団体内統合利用番号連携サーバー ）
システム5	
①システムの名称	Public Medical Hub（PMH）
②システムの機能	・情報登録機能及びPMH-ID採番依頼機能等 東京都で管理している個人番号及び公費医療費助成の資格情報等をPublic Medical Hub(PMH)に登録し、社会保険診療報酬支払基金（以下、「支払基金」という。）の医療保険者等向け中間サーバーと連動し、PMH-IDを自動採番する。すでにPMH-IDが採番済みの個人番号であれば、採番は行わずに既存のPMH-IDを利用する。 ・情報連携機能（医療機関システム） PMH連携キーを利用した情報提供機能 医療機関からの問い合わせに対し、公費医療費助成の資格情報を連携する。 医療機関のオンライン資格確認端末で、患者（利用者）がマイナンバーカードで認証及び同意することにより、オンライン資格確認等システム上で都度、PMH連携キーが生成され、公費医療費助成の資格情報の照会が行われる。Public Medical Hub(PMH)は、PMH連携キーからPMH-IDを復号し、PMH-IDに紐付けられた公費医療費助成の資格情報を医療機関システムへ提供する。 ・情報連携機能（マイナポータル） 識別子の格納機能 マイナポータルからのPublic Medical Hub(PMH)初回利用時に、マイナポータル上で生成されたPMH仮名識別子をPMH-IDと紐付けてPublic Medical Hub(PMH)に格納して保管する。 仮名識別子を利用した情報提供機能 公費医療費助成の対象者は、マイナポータルへログインしてマイナンバーカードの電子証明書のシリアル番号に紐づくPMH仮名識別子を利用した照会を行う。Public Medical Hub(PMH)は、PMH仮名識別子からPMH-IDを特定し、PMH-IDに紐づく公費医療費助成の資格情報をマイナポータルへ提供する。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☒ その他 （ 医療費助成事務システム(難病法による特定医療費の支給に関する事務) ）
システム6～10	

システム11～15	
システム16～20	
3. 特定個人情報ファイル名	
難病医療費助成受給者認定・給付情報ファイル	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	難病の患者に対する医療等に関する法律に基づき特定医療費の支給認定において、対象者であることの確認、患者自己負担上限月額の算定等のために、住所情報や課税情報を正確に把握する必要がある。 特定医療費の支給に際し、支給実績を記録し、適正な医療費給付がなされているか把握・確認する必要がある。 登録者証情報を記録し、対象者の円滑な福祉・就労・災害の際の支援につなげる必要がある。
②実現が期待されるメリット	・支給認定の申請時における提出書類の添付の省略が図られる。
5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	番号法第9条第1項及び第3項並びに別表8の項、9の項、53の項、55の項、83の項、117の項、131の項 特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例第2条の表61の3の項 市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例第2条の表29の6の19の項
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表158及び別表の131の項 【情報提供】 番号法第19条並びに別表23の項、53の項及び95の項
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健医療局保健政策部疾病対策課
②所属長の役職名	疾病対策課長
8. 他の評価実施機関	
都内区市町村長、社会保険診療報酬支払基金	

(別添1) 事務の内容

事務・システムフロー図

事務の名称	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給等
システムの名称	医療費助成事務システム(難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給等)
担当部署	保健医療局保健政策部疾病対策課



(備考)



特定個人情報の流れ

特定個人情報以外の情報の流れ



部については社会診療報酬支払基金(支払基金)がPIAを実施するため評価対象外

【申請受付～申請書審査(紙作業)】

- ① 申請者が申請書類を都内市区町村に提出(情報連携の実施の有無で提出書類が一部異なる)。窓口での身元確認及び個人番号確認(代理申請の場合は代理権も確認)。
※令和4年度認定患者数は、137,564名
- ② 都内市区市から東京都に申請書類を重要文書交換便にて送達(一部の市、町村は特定記録付きの郵送による方法で送達)。
- ③-1 申請書類について、不足がないか確認の上、審査を行う。申請書は複写式で、1枚目が申請書原本、2枚目がシステム入力データ作成用の入力票となるため、申請書を分離し、入力票を作成。
- ③-2 更新申請書類については、疾病対策課分室に搬送(委託事項1)。
- ③-3 更新申請書類について、不足がないか確認の上、審査を行い、個人番号に関するシステム入力データ作成用の入力票を作成(委託事項2)。
- ③-4 作成した入力票を本庁疾病対策課に搬送(委託事項1)。
※本庁と分室の申請書類のやり取りは、搬送便業務委託業者による車での搬送
※マイナンバーは申請者本人からの入手のみ

【入力データ作成及び取り込み(医療援助成事務システムへ入力)】

- ④-1 疾病対策課からシステム入力データ作成業務受託業者に、入力票と一緒に入力用外部記録媒体(OD-RW)を引渡し。
パンチ業者にて、入力票を基に入力用外部記録媒体(OD-RW)へ入力データファイル作成(委託事項3)。
- ④-2 システム入力データ作成業務受託業者から疾病対策課に、入力票及び暗号zipファイル化した入力データ(OD-RW)を返却(委託事項3)。
※引き渡しは週1回、システム入力データ作成業務受託業者が本庁へ来庁し、直接渡している。
- ④-3 更新申請書類の個人番号に関するもの以外の情報は、疾病対策課分室において医療援助成事務システムに入力(委託事項4)。
個人番号に関するものの情報は、疾病対策課分室委託職員において医療援助成事務システムに入力。
- ④-4 疾病対策課が④-2で返却された入力データ(OD-RW)を医療援助成事務端末より医療援助成事務システムに取り込み。
取り込み後、疾病対策課職員より入力データ(OD-RW)を削除する。
- ④-5 一部の申請に関しては、システム入力データ作成業務受託者を介さず、疾病対策課において医療援助成事務端末より医療援助成事務システムにオンライン入力。

【各サーバへの情報照会及び照会結果の取り込み(医療援助成システムへ入力)】

- ⑤-1 医療援助成事務システムにより、住民基本台帳ネットワークシステムへの照会用データの出力を指示。
- ⑤-2 疾病対策課にて、医療援助成事務システムから、住民基本台帳ネットワークシステムへの照会用データを抽出する。
- ⑤-3 抽出した住民基本台帳ネットワークシステムへの照会用データを共有ファイルサーバー経由で番号系端末へ移す。
- ⑤-4 番号系端末にて住民照会データを外部記録媒体(OD-RW)にコピーし総務局へ持参する。
- ⑤-5 総務局にて、住民基本台帳ネットワークシステムへ氏名、住所、生年月日情報等で本人確認情報又は個人番号を一括照会する。
総務局が作成した一括照会結果の外部記録媒体(OD-RW)は疾病対策課職員が総務局から持ち運ぶ。
- ⑤-6 疾病対策課にて、住民基本台帳ネットワークシステムから得た照会結果を、医療援助成事務システムに取り込み。
※照会用データ:氏名、生年月日、住所の3情報
- ⑤-1 医療援助成事務システムにより、符号取得用データの出力を指示。
- ⑤-2 疾病対策課にて、医療援助成事務システムから、符号取得用データを抽出する。
- ⑤-3 抽出した符号取得用データを共有ファイルサーバー経由で番号系端末へ移す。
- ⑤-4 連携サーバー、住民基本台帳ネットワークシステムを経由し、情報提供ネットワークシステムへ符号取得依頼を行い、中間サーバーに符号を登録する。
- ⑤-5 疾病対策課にて、符号取得結果を、医療援助成事務システムに取り込み。
※符号取得用データ:団体内統合利用番号、マイナンバー
- ⑤-1 医療援助成事務システムにより、情報連携(照会)用データの出力を指示。
- ⑤-2 疾病対策課にて、医療援助成事務システムから、情報連携(照会)用データを抽出する。
- ⑤-3 出力した情報連携(照会)用データを共有ファイルサーバー経由で番号系端末へ移す。
- ⑤-4 疾病対策課において、インターネットから分離した番号系端末を用いて、連携サーバ及び中間サーバを経由し、情報提供ネットワークシステムから情報連携(照会)結果を取得。
※情報連携(照会)結果＝課税情報、住民票情報、健康保険証資格情報、生活保護情報、中国残留邦人等支援給付情報、年金情報
- ⑤-5 疾病対策課にて、情報連携(照会)結果を、医療援助成事務システムに取り込み。
※⑤について、外部記録媒体(OD-RW)は、総務局が準備したものを使用する。また、取り込み後、疾病対策課職員により入力データ(OD-RW)を削除する。

【審査会】

- ⑥ 審査項目が足りない等で非認定を行う場合、付属機関である東京都指定難病審査会に諮問し、答申を受ける。

【保険者への情報照会及び照会結果の取り込み(医療援助成システムへ入力)】

- ⑦-1 医療援助成事務システムにより、認定区分照会の対象者を指示。
- ⑦-2 医療援助成事務システム内にて、照会対象者に係る照会連絡票等を作成し、疾病対策課に引き渡し。
- ⑦-3 疾病対策課から封入委託業者に照会連絡票等を引き渡し、封入委託業者から成果物を受領する。
- ⑦-4 疾病対策課から保険者に対し、申請者の認定区分を照会し、保険者から郵送にて回答を得る。
- ⑦-5 疾病対策課が、照会結果(区分)を、医療援助成事務システムに入力。

【各サーバへの情報照会及び照会結果の取り込み(医療援助成システムへ入力)】

- ⑧-1 医療援助成事務システムにより、情報連携(提供)のための副本登録用データの出力を指示。
- ⑧-2 疾病対策課にて、医療援助成事務システムから、認定情報・支給情報・登録者証情報の副本登録用データを抽出。
- ⑧-3 出力した副本登録用データを共有ファイルサーバー経由で番号系端末へ移す。
- ⑧-4 疾病対策課において、インターネットから分離した番号系端末を用いて、連携サーバを経由し、中間サーバに副本を登録。
- ⑧-5 疾病対策課にて副本登録結果を医療援助成事務システムに取込み。

【受給者証の交付～申請後の申請書保管・廃棄】

- ⑨ 申請者に認定結果となる受給者証等を交付する。また、申請者の住所地の市区町村に認定結果の一覧表を送付する。
- ⑩ 認定を受けた者は、指定医療機関における難病に関する治療等を受けた際、受給者証及び上限額管理票を提示し、医療援助成を受ける。
- ⑪ 医療援助成の有効期間の満了を迎える者に更新案内を送付。
- ⑫ 審査が完了し、結果通知の発送が完了した個人番号に係る調書を、保管廃棄委託業者に引渡し、保存年限を経過した調書は当該委託業者において廃棄処理(委託事項5)。
なお、引き渡した調書について、必要に応じて返却を受ける。
- ⑬ 審査が完了し、結果通知の発送が完了した申請書を、文書預け入れに引き渡し、保存年限を経過した申請書は廃棄処理。
なお、引き渡した申請書について、必要に応じて返却を受ける。

【PMHを利用した情報連携】

- ⑭ 疾病対策課において、Public Medical Hub(PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費医療資格情報等の紐付け及び登録を行う。(LGWAN回線等経由)
- ⑭ PMHは、医療保険者等向け中間サーバーに対してオンライン資格確認等システムとPMHが連携するためのPMH-IDの採番処理を依頼し、医療保険者等向け中間サーバーは、PMH-IDを採番してPMHに回答する。医療保険者等向け中間サーバーは、PMH-IDと紐付け番号を紐付けて、オンライン資格確認等システムへ連携する。
- ⑭ オンライン資格確認等システムは、紐付け番号をキーに仮名識別子とPMH-IDを紐付けて、マイナポータルに連携する。マイナポータルは、新たにPMH用の仮名識別子(PMH仮名識別子)を生成し、シリアル番号、仮名識別子、PMH-IDと紐付けて、PMHに連携する。(連携後、マイナポータル上からPMH-IDは削除される。)以降、マイナポータルからの資格確認が可能となる。
住民がマイナポータル経由で、自身の公費医療資格情報を確認する。
- ⑭ オンライン資格確認等システムは、紐付け番号をキーにマイナンバーカードの電子証明書のシリアル番号とPMH-IDを紐付けて、一時的に利用するためのPMH連携キーを暗号化して生成する。
(PMH連携キーは都度作成され、利用後に削除される。)医療機関システム等を利用して受診者が、マイナンバーカードで認証し、同意する都度、資格確認が可能となる。
医療機関システム等(オンライン資格確認端末)を利用して、受診者がマイナンバーカードで認証し、同意することで医療機関は、公費医療資格情報の確認(閲覧/取得)が可能となり、医療機関は、必要に応じて医療機関システム等(電子カルテ、電子レセプトなど)の医療機関システムに同資格情報の取込みを行う。

- ※1 申請の方法、申請後の進捗状況等に係る都民・都内市区町村からの問合せには、電話対応業務委託の職員が対応(特定個人情報の取扱いなし)。
- ※2 受給者証等の交付、及び更新案内の送付にあたり、封入委託契約を結んだ封入業者にて封入処理を実施(特定個人情報の取扱いなし)。
- ※3 保険者に所得区分照会をするにあたり、封入委託契約を結んだ封入業者にて封入処理を実施(特定個人情報の取扱いなし)。
- ※4 医療援助成システムとは、東京都のネットワークとは独立したシステムで、患者情報や申請の進捗状況を確認できる。

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名

難病医療費助成受給者認定・給付情報ファイル

2. 基本情報

①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル]	<選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく特定医療費の支給に係る申請者及び患者並びに申請者と同一医療保険上の世帯員(支給認定基準世帯員)	
	その必要性	特定医療費の支給認定に際し、在住要件の適否、患者負担上限月額算定の対象者の区市町村民税課税額を正確に把握する必要がある。また、特定医療費の支給に際し、支給実績を記録し、適正な医療費給付がなされているか把握・確認する必要がある。
④記録される項目	[50項目以上100項目未満]	<選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
	主な記録項目 ※	・識別情報 [☐] 個人番号 [☐] 個人番号対応符号 [☐] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [☐] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [☐] 連絡先(電話番号等) [☐] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [☐] 国税関係情報 [☐] 地方税関係情報 [☐] 健康・医療関係情報 [☐] 医療保険関係情報 [☐] 児童福祉・子育て関係情報 [☐] 障害者福祉関係情報 [☐] 生活保護・社会福祉関係情報 [☐] 介護・高齢者福祉関係情報 [☐] 雇用・労働関係情報 [☐] 年金関係情報 [☐] 学校・教育関係情報 [☐] 災害関係情報 [☐] その他 (特定医療費給付額、診療年月等の給付実績状況、医療助成資格情報)
	その妥当性	【識別情報】 ・その他識別情報(内部番号):対象者を正確に特定するために保有 ・その他識別情報(PMH-ID、PMH仮名識別子):PMHが、外部と情報連携するために必要 ・その他識別情報(自治体業務ID):PMH内で公費医療の種類を区別するために必要 【連絡先等情報】 ・4情報、連絡先及びその他住民票関係情報:①対象者を正確に特定するため(患者本人が18歳未満の場合は保護者が申請者となるので「その他住民票関係情報」として続柄の確認が必要)、②支給認定に際し在住要件を確認するため、③本人への連絡のために保有 【業務関係情報】 ・地方税関係情報、児童福祉・子育て関係情報、生活保護・社会福祉関係情報、障害者福祉関係情報(障害者手帳の等級)、年金関係情報:患者の負担上限月額の算定のために保有(児童福祉・子育て関係情報については、小児慢性特定疾病医療費助成の対象者であるかの把握) ・健康・医療関係情報:認定要件(対象疾病に罹患していること、当該疾病に係る病状の程度が国の定める基準を満たしていること。)を確認するために保有 ・医療保険関係情報:患者の負担上限月額の算定及び受給者証に所得区分を反映させるために保有 ・介護保険情報:対象者の介護サービス利用の有無を確認するため保有 ・その他(特定医療費給付額、診療年月等の給付実績状況):特定医療費の支給実績の記録及び適正性の確認のため必要 ・その他(医療助成資格情報):医療費助成事務の適切な実施にあたり必要となる情報を管理し、PMHが、外部と情報連携するために必要
	全ての記録項目	別添2を参照。

⑤保有開始日	平成28年8月1日
⑥事務担当部署	保健医療局保健政策部疾病対策課

3. 特定個人情報の入手・使用	
①入手元 ※	[○] 本人又は本人の代理人 [○] 評価実施機関内の他部署 (総務局行政部(住民基本台帳ネットワークシステム)、福祉局生活福祉部(生活保護情報)) [] 行政機関・独立行政法人等 () [○] 地方公共団体・地方独立行政法人 (区市町村、道府県) [○] 民間事業者 (医療機関、介護事業者、支払基金) [○] その他 (医療保険者、介護保険者、審査支払機関、国民健康保険団体連合会、社会保険診療報酬支払基金、日本年金機構、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合、全国市町村職員共済組合連合会、日本私立学校振興・共済事業団)
②入手方法	[○] 紙 [○] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 電子メール [] 専用線 [○] 庁内連携システム [○] 情報提供ネットワークシステム [○] その他 (住民基本台帳ネットワークシステム、医療保険者等向け中間サーバー、マイナポータル)
③入手の時期・頻度	【認定】 ・本人からの申請の都度(認定期間は1年間) 【特定医療費支給対象者所得区分】 ・本人からの申請の都度、保険者に照会 ・随時、区分が変更した際に保険者から報告 【給付】 ・本人から医療費償還払の申請時 ・月1回(国民健康保険連合会及び社会保険審査支払基金から医療費の請求) 【本人確認情報】 申請書類で個人番号を把握できない場合に、その都度入手する。 【Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携】 ・PMH-IDの採番処理依頼時に都度、医療保険者等向け中間サーバーから特定個人情報を入手する。
④入手に係る妥当性	【認定】 ・特定医療費の支給認定に当たっては、難病法第6条第1項の規定により、患者本人(患者本人が18歳未満の場合は、その保護者)からの申請が必要となる。なお、申請書類の受付は、特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例第2条及び市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例第2条により、各区市町村の窓口となる。 ・情報提供ネットワークシステムによる地方公共団体との情報連携により、医療費の支給認定に必要な、自己負担上限月額の算定等に必要な住民税課税情報、年金関係情報、生活保護受給情報及び中国残留邦人等支援給付情報を取得する。 【特定医療費支給対象者所得区分】 ・健康保険法施行規則(大正15年7月1日内務省令第36号)第98条の2その他の医療保険に関する法令の規定により、医療費支給認定に必要な申請者の所得区分に関する情報を医療保険者から取得する。 【給付】 ・医療費を給付するため、難病法第25条第4項の規定により特定医療費の支払に関する事務を行う社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険団体連合会から給付対象者の請求情報が提供される。 ・難病法施行細則第20条に基づき、本人の申請により請求情報を入手する。 【本人確認情報】 ・番号法第19条第8号並びに別表23の項、53の項、95の項に規定する情報提供に対応するため、難病法施行細則第3条に規定する書類の提出により、本人確認情報を取得する。 ・番号法第19条第8号並びに別表23の項、53の項、95の項に規定する情報提供に対応するため、住民基本台帳ネットワークシステムから本人確認情報を取得する。 【Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携】 ・外部との情報連携のため、PMH-IDの採番処理依頼時に医療保険者等向け中間サーバーから自動的に入手される。

⑤本人への明示	【認定】 ・番号法第9条第1項、難病法施行細則第3条及び申請手続の説明書類(「難病医療費助成制度の御案内」)等で申請に必要な書類を明示している。 ・特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例第2条及び市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例第2条により、申請書類の受付先が区市町村であることを明示している。 【特定医療費支給対象者の所得区分】 ・健康保険法施行規則第98条の2により明示されている。 ・国民健康保険法施行規則(昭和33年法律第192号)第27条の14の2により明示されている。 【給付】 ・難病法施行細則第20条により、支給申請様式等を明示している。 【本人確認情報】 ・住民基本台帳法により利用可能な事務として規定されているため、本人への明示済。		
⑥使用目的 ※	特定医療費の支給認定及び給付のため		
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="256 607 461 680">変更の妥当性</td><td data-bbox="461 607 1495 680">—</td></tr> </table>	変更の妥当性	—
変更の妥当性	—		
⑦使用の主体	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="325 680 461 754">使用部署 ※</td><td data-bbox="461 680 1495 754">保健医療局保健政策部疾病対策課</td></tr> </table>	使用部署 ※	保健医療局保健政策部疾病対策課
使用部署 ※	保健医療局保健政策部疾病対策課		
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="325 754 461 848">使用者数</td><td data-bbox="461 754 1495 848"> 10人以上50人未満 ＜選択肢＞ 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上 </td></tr> </table>	使用者数	10人以上50人未満 ＜選択肢＞ 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
使用者数	10人以上50人未満 ＜選択肢＞ 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上		
⑧使用方法 ※	【特定医療費の支給認定に関する事務】 ・基本4情報などから申請者の本人確認を行う。 ・住所情報から在住要件を確認する。 ・医療保険情報から、高額療養費との調整区分、申請者の加入する医療保険上の同一世帯を確認する。 ・地方税関係情報、生活保護情報、医療保険情報、年金関係情報、児童福祉法に基づく小児慢性特定疾病医療費助成認定情報、障害者手帳の等級情報等から患者の負担上限月額を算定する。 ・健康・医療関係情報(患者の診断情報)から支給認定に係る要件(診断基準・重症度)を確認する。 【特定医療費の支給に関する事務】 認定された負担上限月額、医療保険情報等に基づき、支給実績を確認する。 【Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携】 ・情報連携のため、東京都は、Public Medical Hub(PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。 ・登録後、Public Medical Hub(PMH)は、医療保険者等向け中間サーバーに対してオンライン資格確認等システムとPublic Medical Hub(PMH)が連動するためのPMH-IDの採番処理を依頼し、医療保険者等向け中間サーバーは、情報連携用の識別子としてPMH-IDを採番して個人番号と共にPublic Medical Hub(PMH)に応答する。 ・PMH-IDが、個人情報として医療保険者等向け中間サーバーから既存の紐付番号とともにオンライン資格確認等システムに連携され、更にマイナポータルで生成されたPMH仮名識別子がマイナポータルとPublic Medical Hub(PMH)で共有されることでマイナポータルや医療機関システムから公費資格情報の取得/閲覧を行うといった情報連携が可能となる。		

	情報の突合 ※	・住民税課税情報、生活保護情報(受給の有無)と申請書に記載の申告情報を突合し、患者の負担上限月額を算定(生活保護受給者の場合は0円になる。)する。また、同一世帯に難病医療費の助成受給者がいる場合、月額負担上限額の按分を行う(上記③)。 ・PMH-IDの採番処理時には、Public Medical Hub(PMH)が保有する個人番号及び基本情報(カナ、氏名、生年月日、性別、住所)と支払基金の医療保険者等向け中間サーバーで保有する個人番号及び基本情報とを突合する誤りチェック機能で紐付け誤りを防ぐことが可能となる。(当該機能は、R6年度中に実装予定)
	情報の統計分析 ※	特定個人情報を使用した分析は行わない。 【Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携】 ・特定の個人を判別するような情報の統計や分析は行わない。
	権利利益に影響を与え得る決定 ※	・特定医療費の支給認定に関する決定 ・特定医療費の支給に係る自己負担上限月額の決定 ・特定医療費の支給額の決定
⑨使用開始日		平成29年11月13日

委託事項2～5		
委託事項2		難病医療費助成更新業務委託
①委託内容		特定医療費の支給認定に関する更新申請の書類審査(作業場所:疾病対策課分室)
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		＜選択肢＞ 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部 〔 特定個人情報ファイルの一部 〕
	対象となる本人の数	＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 〔 10万人以上100万人未満 〕
	対象となる本人の範囲 ※	難病法に基づく特定医療費の支給に係る申請者及び患者並びに申請者と同一医療保険上の世帯員(支給認定基準世帯員)
	その妥当性	特定医療費の支給認定に係る書類審査を効率的に行うため、委託先に特定個人情報を提供する必要がある。
③委託先における取扱者数		＜選択肢＞ 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上 〔 10人以上50人未満 〕
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		〔 〕 専用線 〔 〕 電子メール 〔 〕 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) 〔 〕 フラッシュメモリ 〔 ○ 〕 紙 〔 〕 その他 ()
⑤委託先名の確認方法		東京都公式ホームページの入札情報サービスにおいて公表している。
⑥委託先名		ヒューマンリソシア株式会社
再委託	⑦再委託の有無 ※	＜選択肢＞ 1) 再委託する 2) 再委託しない 〔 再委託しない 〕
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

委託事項3		医療費助成事務システム入力データファイル作成処理委託
①委託内容		申請時に提出される難病医療費助成の申請書類の内容をシステムで処理可能なデータ入力用ファイルとして作成する。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの一部] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	難病法に基づく特定医療費の支給に係る申請者及び患者並びに申請者と同一医療保険上の世帯員（支給認定基準世帯員）
	その妥当性	特定医療費の支給認定に係る情報を医療費助成事務システムに効率的に入力するため、委託先に特定個人情報を提供する必要がある。
③委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [] フラッシュメモリ [○] 紙 [] その他 ()
⑤委託先名の確認方法		東京都公式ホームページの入札情報サービスにおいて公表している。
⑥委託先名		株式会社 信興
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

[illegible]

委託事項5		特定個人情報に係る文書の保管・廃棄委託	
①委託内容		処理の完了した個人番号に係る調書を保管・管理し、保存期間を経過した書類を粉碎処理等により廃棄する。	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの一部] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
	対象となる本人の範囲 ※	難病法に基づく特定医療費の支給に係る申請者及び患者並びに申請者と同一医療保険上の世帯員（支給認定基準世帯員）	
	その妥当性	個人番号に係る調書の保管・管理及び廃棄を適切に行うため、専用の業者に特定個人情報を提供する必要がある。	
③委託先における取扱者数		[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [] フラッシュメモリ [○] 紙 [] その他 ()	
⑤委託先名の確認方法		東京都公式ホームページの入札情報サービスにおいて公表している。	
⑥委託先名		株式会社中央梱包運輸	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない	
	⑧再委託の許諾方法		
	⑨再委託事項		

[illegible]

委託事項7		
①委託内容		Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る特定個人情報ファイルの一部の取扱
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		〔 特定個人情報ファイルの一部 〕 <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	〔 10万人以上100万人未満 〕 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	難病法に基づく特定医療費の支給に係る患者
	その妥当性	Public Medical Hub (PMH)は国(デジタル庁)が構築し、希望する都道府県が利用するが、その適切な管理のため運用保守、PMH-IDの採番において特定個人情報ファイルを取り扱う必要がある。ただし、PMHに格納された特定個人情報、自動処理により再委託先に情報連携されるため、国(デジタル庁)は特定個人情報にアクセスすることはない。
③委託先における取扱者数		〔 10人以上50人未満 〕 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		〔 〕専用線 〔 〕電子メール 〔 〕電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) 〔 〕フラッシュメモリ 〔 〕紙 〔 ○ 〕その他 (LGWAN又は閉域網回線を用いた提供)
⑤委託先名の確認方法		下記、「⑥委託先名」の項の記載より確認できる。
⑥委託先名		国(デジタル庁)
再委託	⑦再委託の有無 ※	〔 再委託する 〕 <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	書面又は電磁的方法による承諾
	⑨再委託事項	- Public Medical Hub (PMH)の運用保守 - PMH-IDの採番 - PMH-IDを介した医療機関システム・マイナポータルへの情報連携 ※情報連携はPMH-IDを介して行うため、特定個人情報を取り扱わない。

5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）

提供・移転の有無	☐ 提供を行っている（ 4 ）件 ☐ 移転を行っている（ 2 ）件 ☐ 行っていない
提供先1	道府県知事、区市長又は社会福祉法(昭和26年法律第45号)に規定する福祉に関する事務所を管理する町村長(以下「道府県知事等」という。)
①法令上の根拠	番号法第19条及び別表23の項 別表省令第15条
②提供先における用途	生活保護法(昭和25年法律第144号)第19条第1項の保護の実施に関する事務、同法第24条第1項の保護の開始又は同条第9項の保護の変更の申請に係る事実の審査に関する事務、同法第25条第1項の職権による保護の開始又は同条第2項の職権による保護の変更に関する事務、同法第26条の保護の停止又は廃止に関する事務、同法第63条の保護に要する費用の返還に関する事務及び同法第77条第1項又は第78条第1項から第3項までの徴収金の徴収(同法第78条の2第1項又は第2項の徴収金の徴収を含む。)に関する事務
③提供する情報	難病法第5条第1項の特定医療費の支給に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	難病法に基づき特定医療費の支給認定を受けた者
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他（ ）
⑦時期・頻度	認定の都度

提供先2～5	
提供先2	区市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条及び別表55の項 別表省令第28条
②提供先における用途	災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第90条の3第1項の被災者台帳の作成に関する事務
③提供する情報	被災者又はその保護者に係る難病法第5条第1項の特定医療費の支給に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	難病法に基づき特定医療費の支給認定を受けた者(被災者又はその保護者)
⑥提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 電子メール [☐] フラッシュメモリ [☐] その他 () [☐] 専用線 [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] 紙
⑦時期・頻度	認定の都度
提供先3	道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第19条及び別表95の項 別表省令第48条
②提供先における用途	次に掲げる事務 ・中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。)第14条第1項及び第3項の支援給付の支給の実施、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号。以下「平成19年改正法」という。)附則第4条第1項の支援給付の実施並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成25年法律第106号。以下「平成25年改正法」という。)附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によるものとされた平成25年改正法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(以下「旧法」という。)第14条第1項の支援給付、平成25年改正法附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第14条第3項の支援給付及び平成25年改正法附則第2条第3項の支援給付の支給の実施に関する事務 ・中国残留邦人等支援法第14条第4項(平成19年改正法附則第4条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。)並びに平成25年改正法附則第2条第1項及び第2項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第14条第4項の規定によりその例によるものとされる生活保護法第24条第1項の開始又は同条第9項の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務 ・中国残留邦人等支援法第14条第4項並びに平成25年改正法附則第2条第1項及び第2項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第14条第4項の規定によりその例によるものとされる生活保護法第25条第1項の職権による開始又は同条第2項の職権による変更に関する事務 ・中国残留邦人等支援法第14条第4項並びに平成25年改正法附則第2条第1項及び第2項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第14条第4項の規定によりその例によるものとされる生活保護法第26条の停止又は廃止に関する事務 ・中国残留邦人等支援法第14条第4項並びに平成25年改正法附則第2条第1項及び第2項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第14条第4項の規定によりその例によるものとされる生活保護法第63条の費用の返還に関する事務 ・中国残留邦人等支援法第14条第4項並びに平成25年改正法附則第2条第1項及び第2項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第14条第4項の規定によりその例によるものとされる生活保護法第77条第1項又は第78条第1項から第3項までの徴収金の徴収(同法第78条の2第1項又は第2項の徴収金の徴収を含む。)に関する事務
③提供する情報	難病法第5条第1項の特定医療費の支給に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上

⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	難病法に基づき特定医療費の支給認定を受けた者
⑥提供方法	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他 ()
⑦時期・頻度	認定の都度
提供先4	医療保険者
①法令上の根拠	番号法第19条第2号
②提供先における用途	医療保険の所得区分認定に関する事務
③提供する情報	個人番号、氏名、生年月日、被保険者記号番号及び当該者に係る被保険者の氏名
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	難病法に基づき特定医療費の支給認定の申請を行った者
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☒ 紙 ☐ その他 ()
⑦時期・頻度	申請の都度
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	

① 移転先1	西多摩福祉事務所・島しょ支庁
② 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例第4条第2項
③ 移転先における用途	生活保護法(昭和25年法律第144号)第19条第1項の保護の実施に関する事務、同法第24条第1項の保護の開始又は同条第9項の保護の変更の申請に係る事実の審査に関する事務、同法第25条第1項の職権による保護の開始又は同条第2項の職権による保護の変更に関する事務、同法第26条の保護の停止又は廃止に関する事務、同法第63条の保護に要する費用の返還に関する事務及び同法第77条第1項又は第78条第1項から第3項までの徴収金の徴収(同法第78条の2第1項又は第2項の徴収金の徴収を含む。)に関する事務
④ 移転する情報	難病法第5条第1項の特定医療費の支給に関する情報
⑤ 移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑥ 移転する情報の対象となる本人の範囲	難病法に基づき特定医療費の支給認定を受けた者
⑦ 移転方法	[☒] 庁内連携システム [☐] 電子メール [☐] フラッシュメモリ [☐] その他 () [☐] 専用線 [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] 紙
⑧ 時期・頻度	認定の都度

移転先2～5	
移転先2	西多摩福祉事務所・島しょ支庁
①法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例第4条第2項
②移転先における用途	次に掲げる事務 ・中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第1項及び第3項の支援給付の支給の実施、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号。以下「平成19年改正法」という。）附則第4条第1項の支援給付の実施並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号。以下「平成25年改正法」という。）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によるものとされた平成25年改正法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（以下「旧法」という。）第14条第1項の支援給付、平成25年改正法附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第14条第3項の支援給付及び平成25年改正法附則第2条第3項の支援給付の支給の実施に関する事務 ・中国残留邦人等支援法第14条第4項（平成19年改正法附則第4条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）並びに平成25年改正法附則第2条第1項及び第2項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第14条第4項の規定によりその例によるものとされる生活保護法第24条第1項の開始又は同条第9項の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務 ・中国残留邦人等支援法第14条第4項並びに平成25年改正法附則第2条第1項及び第2項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第14条第4項の規定によりその例によるものとされる生活保護法第25条第1項の職権による開始又は同条第2項の職権による変更に関する事務 ・中国残留邦人等支援法第14条第4項並びに平成25年改正法附則第2条第1項及び第2項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第14条第4項の規定によりその例によるものとされる生活保護法第26条の停止又は廃止に関する事務 ・中国残留邦人等支援法第14条第4項並びに平成25年改正法附則第2条第1項及び第2項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第14条第4項の規定によりその例によるものとされる生活保護法第63条の費用の返還に関する事務 ・中国残留邦人等支援法第14条第4項並びに平成25年改正法附則第2条第1項及び第2項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第14条第4項の規定によりその例によるものとされる生活保護法第77条第1項又は第78条第1項から第3項までの徴収金の徴収（同法第78条の2第1項又は第2項の徴収金の徴収を含む。）に関する事務
③移転する情報	難病法第5条第1項の特定医療費の支給に関する情報
④移転する情報の対象となる本人の数	＜選択肢＞ [1万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	難病法に基づき特定医療費の支給認定を受けた者
⑥移転方法	[○] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 （ ）
⑦時期・頻度	認定の都度

6. 特定個人情報の保管・消去

①保管場所 ※		【医療費助成事務システム】 ・特定個人情報情報を保管するサーバの設置場所は、東京都庁舎内の中央コンピュータ室に設置されており、サーバ設置に適した空調設備、電源設備、セキュリティ設備を備えている。 ・東京都中央コンピュータ室への立入りは、事前に生体認証登録を行った者に限定しており、サーバ室に入るためには、生体認証に加え、暗証番号の入力、カメラによる監視等、厳重なセキュリティ対策を行っている。 ・執務室では、紙資料はロッカー等で施錠保管している。 ・端末設置場所は施錠管理するとともに、端末はセキュリティワイヤーにより固定し、ワイヤー錠はシステム管理者が一元管理し、金庫保管としている。 【申請書類】 ・申請書類は、收受情報を台帳(エクセル)で管理している。また、個人番号を取り扱う作業場所を区画し、携帯電話その他カメラ機能を有する機器の持込みを禁止している。さらに、キャビネットにおいて施錠保管を行っている。鍵の保管は、事務担当者のみが把握して保管してある。 ・審査が完了し、結果通知の発送が完了した個人番号に係る調書は、適宜文書保管・廃棄委託業者に引渡し、保管・管理する。委託業者においては、①取扱区域への入退室はICカードにより制御し、ログを管理すること、②取扱区域の出入口は固定カメラ等で監視・録画すること、③取扱区域への私物の電子機器の持込みを禁止している。 【中間サーバー・プラットフォーム】 ・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置している。データセンターへの入館、及びサーバ室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。 ・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 【連携サーバー】 ・連携サーバーは、サーバー等を設置するための専用施設内に他のシステムとは分離した区画を設け、当該サーバー専用のラックに施錠して収容する。当該施設では、入退室者管理、区画ごとの施錠管理、監視カメラによる録画、有人監視等を実施する。 ・当該施設の煙感知装置、ガス系消火設備、耐震対応等により、火災や地震に起因する滅失等のリスクを低減する。 【Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携】 Public Medical Hub (PMH)は、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン、政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP)において登録されたサービスか、ISO/IEC27017:2015またはCSマーク・ゴールドの認証を取得している者で、かつ、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たすクラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりセキュリティ対策を講じている。 ・サーバ設置場所等への入退室記録管理、施錠管理 ・論理的に区分された東京都の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国(デジタル庁)や医療機関及び都民からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。												
②保管期間	期間	＜選択肢＞ <table><tr><td>1) 1年未満</td><td>2) 1年</td><td>3) 2年</td></tr><tr><td>4) 3年</td><td>5) 4年</td><td>6) 5年</td></tr><tr><td>7) 6年以上10年未満</td><td>8) 10年以上20年未満</td><td>9) 20年以上</td></tr><tr><td>10) 定められていない</td><td></td><td></td></tr></table>	1) 1年未満	2) 1年	3) 2年	4) 3年	5) 4年	6) 5年	7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上	10) 定められていない		
1) 1年未満	2) 1年	3) 2年												
4) 3年	5) 4年	6) 5年												
7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上												
10) 定められていない														
	その妥当性	データについては公債権の消滅時効である5年間保存している。 紙媒体については東京都規則等の規定に基づき保存期間を5年として保存している。												

③消去方法	【医療費助成事務システム】 ・5年間異動のないデータは、定期処理により削除する。削除の際は、対象データを職員が事前確認している。 ・帳票配信されたデータを番号系端末へ移動するために使用する外部記録媒体のデータは、職員が確認の上、削除作業を行っている。 【申請書類】 ・保存期間を満了した申請書類については、溶解処理等により廃棄している。 ・東京都で保管する書類の廃棄に当たっては仕様書により、委託先に、①廃棄文書の回収の際、受託者の社員であることの身分証明書を常時携帯させ、委託者の求めに応じて提示させること、②廃棄文書の飛散・盗難防止のため、施錠又は特殊警報装置等を装備した車両を使用すること、③作業中に車両を離れる場合は、施錠し、又は監視員を配置すること、④廃棄文書が収納された箱を開封することなく、受託者の監視下において回収運搬・溶解処理を行うこと、⑤溶解処理については、荷下ろしから溶解までの録画やモニター監視、不審者の侵入防止のための入退室管理や監視カメラの設置等の安全対策が講じられている施設に搬入し、処理すること及び⑥委託者に溶解処理証明書を提出することを義務付けている。 ・文書保管委託により保管している書類の廃棄に当たっては、委託先におけるシュレッダーによる破碎処理等により、復元不可能な状態とする。破碎処理等について、仕様書により、①処理場への入退室はICカードにより制御し、ログを管理すること、②処理場の出入口及び処理の様子は固定カメラ等で監視・録画すること、③処理場への私物の電子機器の持込みを禁止し、退出時に荷物検査を行うこと、④処理日、処理対象とした文書箱のコード、処理方法、処理結果等を明記した廃棄証明書を提出することを義務づける。 【中間サーバー・プラットフォーム】 ・ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊により完全に消去する。 【連携サーバー】 個別業務システム(事務)及び中間サーバとの間で授受されるデータは、所要の処理完了後又は一定時間経過後に削除されるので、サーバー内に保有されない。なお、機器のうち特定個人情報等のデータが記録されるものの廃棄等に当たっては、磁氣的消去又は物理的破壊等により、当該データを復元不可能な状態とする。 【Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携】 ・東京都の領域に保管されたデータのみ、Public Medical Hub (PMH)を用いて消去することができる。 ・東京都の領域に保管されたデータは、他機関から消去できない。 ※クラウドサービスは、IaaSを利用し、クラウドサービス事業者からはデータにアクセスできないため、消去することができない。 ・不要となった特定個人情報は、削除用データの連携又は運用保守事業者に依頼して消去する。 ・不要となったバックアップファイルは、古いものから順に自動削除される。
7. 備考	—

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

- 1 個人番号
- 2 団体内統合利用番号
- 3 符号取得後結果
- 4 申請整理番号
- 5 受給者番号
- 6 受給者氏名
- 7 受給者性別
- 8 受給者生年月日
- 9 受給者老人所得区分
- 10 受給者所得階層(生活保護受給の有無も含む。)
- 11 受給者が生計中心者であるか否かの情報
- 12 受給者住所
- 13 受給者電話番号
- 14 受給者の加入医療保険情報
- 15 受給者の所得区分
- 16 認定を受けた病名
- 17 医療費助成の認定・非認定の情報
- 18 受給者の他の医療費助成利用(小児慢性特定疾病・都単独難病)の有無
- 19 受給者の加入医療保険上の同一世帯における他の医療費助成利用(小児慢性特定疾病・都単独難病)の有無
- 20 受給者が利用する医療機関
- 21 介護認定情報
- 22 医療処置情報
- 23 申請者氏名
- 24 申請者続柄
- 25 申請者住所
- 26 申請者電話番号
- 27 申請受付保健所
- 28 申請受付日
- 29 個人情報の取扱いに係る同意の有無
- 30 発症年月
- 31 その他特記事項
- 32 診療年月
- 33 公費負担者番号
- 34 公費分点数(金額)
- 35 負担割合
- 36 支払額
- 37 医療機関番号
- 38 診療科
- 39 入院・外来区分
- 40 日数
- 41 請求区分
- 42 支払内容(育成以外)
- 43 支払年月日
- 44 保険者番号
- 45 被保険者証記号・番号
- 46 患者一部負担額
- 47 保険確認点数
- 48 保険確認金額
- 49 精算元額
- 50 精算金額
- 51 精算事由
- 52 精算登録年月日
- 53 精算実行年月日
- 54 患者又は支給認定基準世帯員の生活保護情報
- 55 患者又は支給認定基準世帯員の中国残留邦人等支援給付情報
- 56 患者又は支給認定基準世帯員の市町村民税課税状況
- 57 患者の年金関係情報
- 58 患者若しくはその保護者又は支給認定基準世帯員の住民票情報(世帯主及び続柄)
- 59 以下の法律の規定による受給者に対する給付情報
・健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律、児童福祉法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法及び介護保険法
- 60 特定個人情報照会年月日
- 61 特定個人情報提供年月日
- 62 PMH-ID
- 63 PMH仮名識別子
- 64 自治体コード
- 65 自治体業務ID
- 66 連携ファイル名
- 67 連携日時

- 68 連携処理ステータス/エラー内容
- 69 制御フラグ(不開示/閲覧停止)
- 70 その他管理番号・ID等(履歴ID、属性ID)
- 71 機関マスタID
- 72 機関ユーザーID
- 73 メールアドレス
- 74 ユーザー氏名
- 75 ユーザー区分
- 76 ユーザー権限ID
- 77 個人番号閲覧可能フラグ
- 78 ユーザー削除フラグ
- 79 受給者証種別ID
- 80 受給者証名
- 81 受給者証ID
- 82 受給者証券面情報
- 83 受給者証項目情報
- 84 表示順番号
- 85 公費ID
- 86 区分
- 87 公費負担者番号
- 88 公費受給者番号
- 89 自己負担上限情報(自己負担上限額ID、自己負担上限額種別、負担定義、負担率、金額、回数)
- 90 有効期間
- 91 強制失効日
- 92 医療機関コード
- 93 指定医療機関情報
- 94 備考

※ 上記項目は全て要配慮個人情報である。

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
難病医療費助成受給者認定・給付情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	【認定】 ・難病法第6条第1項の規定により、医療費助成を受けようとする者は、本人の意思により申請を行うこととされている。 ・申請書の記載事項、様式については、難病法第6条第1項、難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成26年厚生労働省令第121号）第12条及び難病法施行細則第3条において定められている。 ・本人が不要な情報を記載することがないよう、申請書自体に留意事項を記載するとともに、申請に当たっての記載要領を作成している。 ・申請受付を行う区市町村において、受付時に正確に確認ができるよう、手引を作成するとともに、毎年担当者説明会を開催し周知を図っている。 【給付】 ・難病法第25条第4項の規定により、特定医療費の支払に関する事務を行う社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険団体連合会から給付対象者の請求情報が提供される。 ・難病法施行細則第20条の規定により、本人の申請により請求情報を入手する。 【保険者への所得区分照会】 ・対象者リストを出力し、健康保険法施行規則その他医療保険に関する法令の規定に基づき、保険者に照会入手している。なお、事前に同意書により本人の意思確認を行い、照会に当たっては同意書と照会対象者の突合を行っている。 【本人確認情報】 ・申請時に申請者が本人確認情報を記載する。 ・住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）及び住民サービスの向上と行政事務の効率化を図るために住民基本台帳ネットワークシステムの都道府県知事保存本人確認情報を利用する事務等を定める条例（平成19年東京都条例第88号。以下「住基条例」という。）に規定された事務に関する情報以外は入手できないよう、住民基本台帳ネットワークシステムで制御されている。 ・住民基本台帳ネットワークシステムから入手する本人確認情報の対象者については、使用簿を作成し責任者の承認を経た上で入手する。 ・住民基本台帳ネットワークシステムに提供依頼する対象者データは、医療費助成事務システムにおいて、当該事務の受給者台帳から抽出する。 【庁内連携】 （連携サーバー） ・照会者、事務、移転者、特定個人情報の項目等のチェック項目に基づき、システムでチェックを行い、法令上正当であると認められ、かつ移転者が明示的に回答を承認した場合に限り、連携を行う。照会に対しては、照会条件として指定された対象者に関する情報だけを回答する。なお、チェック項目は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の改正に応じて、更新する。（保健医療局） ・庁内連携により生活保護情報及び中国残留邦人等支援給付情報を取得する際は、対象者について使用簿を作成し、内部承認を経た上で、照会ファイル作成のためのシステム登録を行う。 【Public Medical Hub (PMH) を活用した情報連携】 ・既存事務において本人確認を行った個人番号を既存システム（各業務システム）からPublic Medical Hub (PMH) に連携し、その本人確認済みの個人番号を医療保険者等向け中間サーバーに連携するが、提供した個人番号は加工することなく返却されるため、対象者以外の情報を入手することはない。

必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	【認定】 ・本人が不要な情報を記載することがないよう、申請書自体に留意事項を記載するとともに、申請に当たっての記載例を作成している。 ・申請受付を行う区市町村において、受付時に正確に確認ができるよう、手引を作成するとともに、毎年担当者説明会を開催し周知を図っている。 【給付】 ・難病法第25条第4項の規定により、特定医療費の支払に関する事務を行う社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会から提供される請求情報は、提供元において給付対象者に特定された情報が提供される。 ・本人申請により請求する場合は、難病法施行細則第20条に基づき、支給申請様式が定められている。 【保険者への所得区分照会】 ・照会文書に区分以外の回答項目を設けず、不必要な情報を入手できないようにしている。 【本人確認情報】 ・住民基本台帳ネットワークシステムは、本人確認情報のみを保有している。 ・住民基本台帳法及び住基条例に規定された事務に関する情報以外は入手できないよう、住民基本台帳ネットワークシステムで制御されている。 ・住民基本台帳ネットワークシステムから入手する本人確認情報の対象者については、使用簿を作成し責任者の承認手続を経た上で入手する。 【庁内連携】 (連携サーバー) ・照会者、事務、移転者、特定個人情報の項目等のチェック項目に基づき、システムでチェックを行い、法令上正当であると認められ、かつ移転者が明示的に回答を承認した場合に限り、連携を行う。照会に対しては、照会条件として指定された対象者に関する情報だけを回答する。なお、チェック項目は、番号法等の改正に応じて、更新する。 (保健医療局) ・庁内連携により生活保護情報及び中国残留邦人等支援給付情報を取得する際は、対象者について使用簿を作成し、内部承認を経た上で、照会ファイル作成のためのシステム登録を行う。 【Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携】 ・医療保険者等向け中間サーバーからPublic Medical Hub (PMH)へは、定められたインターフェース仕様に沿って決められたデータ項目 (PMH-IDと個人番号)のみが返却されるようシステムの制御している。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	【認定】 ・申請書類については、特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例及び市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例の規定により、区市町村を経由して、都に進達されることとなっており、区市町村ごとの安全管理措置に基づいて進達がなされている。 ・申請者が揃える書類の他に情報が必要な場合は、必要な情報の取得に係る同意書又は委任状(マイナンバーを含む。)を徴取する。 ・事務処理に関する手引を作成し、区市町村担当者説明会の開催(年1回)等により、その内容を周知している。 ・区市町村からの申請書類進達の際には専用の交換袋を使用し、他の文書への混入を防止している。 ・進達のあった文書については収受簿により管理している。 【給付】 ・社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険団体連合会から提供される請求情報は、データセンター内でのやり取り、もしくは暗号化したデータを保存した外部媒体を施錠した専用トランクで搬送し、入手している。 ・本人から医療費償還払の請求を書面にて受けている。 【保険者への所得区分照会】 ・番号法及び健康保険法施行規則その他医療保険に関する法令の規定に基づき、保険者に照会入手している。また、送達過程を記録するため簡易書留を利用して送付する。 ・回答については収受簿、庁内送付簿により管理する。 【本人確認情報】 ・住民基本台帳ネットワークシステムを所管する総務局が定める利用届により、住民基本台帳法により本人確認情報の利用が認められている旨を申請し、総務局の許可を事前に受けた上で入手を行う。 ・住民基本台帳ネットワークシステムを所管する総務局が定める様式及び方法により、入手を行う。 【庁内連携】 (連携サーバー) ・照会者、事務、移転者、特定個人情報の項目等のチェック項目に基づき、システムでチェックを行い、法令上正当であると認められ、かつ移転者が明示的に回答を承認した場合に限り、連携を行う。照会に対しては、照会条件として指定された対象者に関する情報だけを回答する。なお、チェック項目は、番号法等の改正に応じて、更新する。 ・インターネットや庁内の他のネットワークから分離された専用のネットワーク上で、暗号化を行う。 ・全ての照会及び回答について、特定個人情報の照会者、移転者、日時等をシステム上でアクセスログとして記録し、7年間保存する。 (保健医療局) ・庁内連携により生活保護情報及び中国残留邦人等支援給付情報を取得する際は、対象者に係る必要な情報について使用簿を作成し、内部承認を経た上で、照会ファイル作成のためのシステム登録を行う。 ・システム登録については、ID単位でアクセス制御を行い、アクセスログを取得する。 ・連携サーバーを経由して取得した生活保護情報及び中国残留邦人等支援給付情報は、医療費助成事務システムへアップロードし、取り込みを行う。 【Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携】 ・医療保険者等向け中間サーバーからPublic Medical Hub (PMH)へは、システム自動処理により、定められたインターフェース仕様に沿って決められたデータ項目 (PMH-IDと個人番号) のみが返却されるようシステムの的に制御している。 ・Public Medical Hub (PMH) のデータベースは、都道府県ごとに論理的に区分されており、他都道府県の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク3: 入手した特定個人情報 that 不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	【認定】 ・本人確認の手順も含めた事務処理に関する手引を策定し、区市町村担当者説明会の開催等により、その内容を周知する。 【給付】 ・個人番号を付与せず行うため、本人確認は不要。 【保険者への所得区分照会】 ・照会先の医療保険者にて、本人確認を行う。 【本人確認情報】 ・住民基本台帳を所管する各自治体で本人確認済。 【庁内連携】 (連携サーバー) ・各事務所管部署で本人確認及び真正性確認を行った個人番号に基づき、統合利用番号及び個別業務システム利用番号が紐付けられていることを前提として、当該人に対する情報照会が可能となるよう制御されている。 (保健医療局) ・生活保護情報及び中国残留邦人等支援給付情報を取得する際には、対象者の本人確認情報又は個人番号について住民基本台帳ネットワークシステムによる確認の上、外部媒体を用いて、照会を行う。 【Public Medical Hub (PMH) を活用した情報連携】 ・Public Medical Hub (PMH) が提供した個人番号を加工することなく返却されるため、本人のものではない誤った個人番号を入手することはない。
個人番号の真正性確認の措置の内容	【本人から個人番号の提供を求める場合】 ・番号法第16条、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令(平成26年政令第155号。以下「番号法政令」という。)第12条第1項、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則(平成27年内閣府・総務省令第3号。以下「番号法施行規則」という。)第1条等の規定に基づき、個人番号カード、通知カードと運転免許証又は旅券等の書類で確認するなどの方法により、申請時に窓口にて真正性の確認を行う。 【代理人から個人番号の提供を求める場合】 ・番号法第16条、番号法政令第12条第2項、番号法施行規則第1条等の規定に基づき、代理人の運転免許証等による本人確認及び委任状等による代理権の確認を行った上で、申請者(患者又はその保護者)の個人番号カード、通知カード等による確認により、申請時に窓口にて真正性の確認を行う。 ・上記確認の手順も含めた事務処理に関する手引を策定し、区市町村担当者説明会の開催等により、その内容を周知している。 【給付】 ・個人番号を付与せず行うため、本人確認は不要。 【所得区分】 ・照会先の医療保険者にて、個人番号の真正性確認を行う。 【本人確認情報】 ・住民基本台帳を所管する各自治体で真正性確認済。 【庁内連携】 (連携サーバー) ・各事務所管部署で本人確認及び真正性確認を行った個人番号に基づき、統合利用番号及び個別業務システム利用番号が紐付けられていることを前提として、当該人に対する情報照会が可能となるよう制御されている。 (保健医療局) ・生活保護情報及び中国残留邦人等支援給付情報を取得する際には、対象者の本人確認情報又は個人番号について住民基本台帳ネットワークシステムによる確認の上、外部媒体を用いて、照会を行う。 【Public Medical Hub (PMH) を活用した情報連携】 ・Public Medical Hub (PMH) が提供した個人番号を加工することなく返却されるため、本人のものではない誤った個人番号を入手することはない。

特定個人情報の正確性確保の措置の内容	【認定】 ・医療費助成は、年1回、更新手続を行っており、更新手続の案内時に受給者に対し、認定情報の確認を求め、正確な情報を保つようにしている。 ・申請書と住民票情報との照合により、正確な情報であることを確認している。 ・データ入力後、職員がシステムの情報と申請書類とを再度照合することにより、入力ミスを防止している。 ・固有の受給者番号を用い、台帳管理を行っている。 【給付】 請求内容の審査を行っている。 【保険者への所得区分照会】 ・健康保険法施行規則その他医療保険に関する法令の規定に基づき、医療保険者は回答及び変更時の報告義務を負う。 ・医療保険者のみ情報保有しているため、情報入手元の措置により正確性は確保されている。 【本人確認情報】 ・住民基本台帳を所管する各自治体において正確性は確保されている。 【庁内連携】 (連携サーバー) ・各事務所管部署からの申請に基づき、利用者とその所掌事務の紐付けが連携サーバー上であらかじめ定義され、その範囲においてのみ情報照会が可能となるようアクセス制御されている。 ・情報照会に対する回答は、当該照会を行った事務に対してのみ返却するよう制御されている。 ・各事務所管部署が個々の照会データを一意に識別できるよう付与した識別子を、連携サーバーからの回答データに付記して返却することで、どの照会に対する回答かを各事務所管部署で正確に突合できるようにしている。 (保健医療局) ・生活保護情報及び中国残留邦人等支援給付情報を取得後、医療費助成事務システムに取り込みを行った上で、使用簿によって照会結果の確認を行う。 【Public Medical Hub (PMH) を活用した情報連携】 既に既存事務において、個人番号及び基本情報の正確性は、住基システムとの連携等により担保されている。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク4： 入手の際に特定個人情報漏えい・紛失するリスク		
リスクに対する措置の内容	【申請書類】 ・区市町村において紛失を防止する安全措置を講じて東京都へ進達している。 ・専用の交換袋を使用して他の文書への混入を防止している。 ・進達のあった文書については収受簿により管理し、キャビネットに施錠保管している。 【給付】 ・社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険団体連合会から提供される請求情報は、データセンター内でやり取りし、又は、暗号化したデータを保存した外部媒体を施錠した専用トランクで搬送し、入手している。 【保険者への所得区分照会】 ・照会に対する回答は照会票に同封した返信用封筒により行い、収受簿、庁内送付簿(医療助成課から疾病対策課に回答を転送する。)により管理する。なお、回答文書はキャビネットに施錠保管する。 【本人確認情報一括提供処理による入手】 ・入手に係る外部記録媒体は、住民基本台帳ネットワークシステムを所管する総務局が貸し出す物を使用する。 ・対象者に係る照会データを格納した外部記録媒体については、総務局が定める住民基本台帳ネットワークシステムに係る運用規程に基づき暗号化し、総務局に職員が持ち込む。 ・総務局から入手する本人確認情報を格納した外部記録媒体については、暗号化されている。 【庁内連携】 (連携サーバー) ・システムの利用可能な時間を制限している。 ・ログイン時に利用者の認証を実施する。 ・インターネットや庁内の他のネットワークから分離された専用のネットワーク上で、暗号化を行う。 ・全ての照会及び回答について、特定個人情報の照会者、移転者、日時等をシステム上でアクセスログとして記録し、7年間保存する。 ・照会側と提供(回答)側の間で行われる特定個人情報の授受に当たっては、その中継のみを行い、システム内に特定個人情報(副本相当)は保有しない。 ・情報連携に用いる機器は、USB機器等に対する制御を行い、外部記録媒体の利用を制限する。 ・番号系端末は執務室内に設置し、操作画面が部外者の目に触れないように配置する。 ・連携サーバーから個別業務システム(事務)に提供する照会結果ファイルは、暗号化を行う。 (保健医療局) ・医療費助成事務システムへの取り込み作業は、職員が執務室内に設置された端末でアップロード作業を行う。 【Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携】 ・Public Medical Hub(PMH)と支払基金の医療保険者等向け中間サーバーは、暗号化された閉域網で接続される。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		

3. 特定個人情報の使用			
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク			
宛名システム等における措置の内容	【連携サーバー】 ・個人番号に係る共通基盤である連携サーバーは、ユーザIDにより利用者・個別業務システム(事務)等の単位でアクセス可能な範囲を限定し、正当な権限のない利用者・個別業務システム(事務)等からは個人番号を利用できないようアクセス制御を行っている。		
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	＜アクセス権限の管理＞ 【医療費助成事務システム】 利用者IDによりアクセス可能な業務範囲を限定し、正当な権限のない利用者からは個人番号を利用できないようアクセス制御を行っている。加えて、情報連携のため、個人情報を外部記録媒体に書き出す場合は、二要素認証機能付きの専用端末のみで行えるよう制限している。 【Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携】 ・Public Medical Hub(PMH)にアクセスする東京都の職員について、当該職員が所掌する事務以外の情報は閲覧できない仕組みとしている。 ・Public Medical Hub(PMH)では、権限のある者しか個人番号にはアクセスできないように制御している。 ・医療機関システムからは既存の閉域網経由でPublic Medical Hub(PMH)に接続するが、必要な情報のみアクセスでき、個人番号にはアクセスできないよう制御している。 ・都民からはインターネットからマイナポータルAPI経由でPublic Medical Hub(PMH)に接続するが、必要な情報のみアクセスでき、個人番号にはアクセスできないように制御している。		
その他の措置の内容	—		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク			
ユーザ認証の管理	[行っている]	＜選択肢＞ 1) 行っている	2) 行っていない
具体的な管理方法	【医療費助成事務システム】 ・システムセキュリティに係る内規により端末起動時にID・パスワードでのユーザー認証を行う。 ・IDの有効期限は一定期間で設定し、パスワードについては一定期間ごとに強制変更させるほか、一定回数以上誤ったパスワードを入力すると該当IDはロックされる。 ・アクセスログが一定期間保管され、誰がいつどの情報を参照・変更等の操作を行ったか把握でき、IDの不適正利用が確認された場合は、当該IDの利用を制限する。 ・ID管理に係る内規に基づき、利用者ID管理簿の定期的な棚卸を実施し、必要最低限の利用者ID付与を行っている。 ・また、個人情報を外部記録媒体に書き出す場合は、二要素認証情報を用いた管理も行っている。 【Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携】 権限のない者に不正使用されないよう、以下の対策を講じている。 ・東京都は、Public Medical Hub(PMH)のアクセス権限を管理する管理者を定める。 ・Public Medical Hub(PMH)のログインはユーザID・パスワードで行う。 ・Public Medical Hub(PMH)へのログイン用のユーザIDは、管理者に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。 ・端末は、限定された者しかログインできない。 ・Public Medical Hub(PMH)における特定個人情報へのアクセスは、LGWAN回線又はその他の閉域網回線経由の接続のみ認められるよう制御している。 ・既存システム(各業務システム)からPublic Medical Hub(PMH)への連携は、アクセス権限を持つ者のみ実施が可能となっている。		
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている]	＜選択肢＞ 1) 行っている	2) 行っていない
具体的な管理方法	【医療費助成事務システム】 ・ID管理に係る規定に基づき、一元管理を行っている。年度当初にシステム利用所管に当たった調査を実施し、利用者の異動情報を把握した上で、情報セキュリティ責任者(統括)が権限の付与・削除をID管理簿の加除訂正を行いながら実施する。 ・年度途中の権限付与管理は職員については異動情報、委託先従事者については申請に基づき行っている。 ・IDは年度末に失権するよう設定しており、調査時に連絡が漏れたり、遅れた場合、IDは失効するよう設定されている。 ・また、個人情報を外部記録媒体に書き出す場合は、二要素認証情報を用いた管理も行っている。 【Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携】 ・Public Medical Hub(PMH)へのログイン用のユーザIDは、管理者に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。 ・管理者は、アクセス権限の管理表を作成し、申請者に対して管理表に基づき適切なアクセス権限を付与する。 ・人事異動や退職等があった際は、異動情報に基づき、不要となったアクセス権限を管理し、失効させ		
アクセス権限の管理	[行っている]	＜選択肢＞ 1) 行っている	2) 行っていない

	具体的な管理方法	【医療費助成事務システム】 ・アクセス権限については、情報セキュリティ責任者(統括)が全ての権限を一元的に管理しており、操作者の所属及び業務に合わせて、システムの機能ごとに「更新・参照可」、「参照のみ可」、「更新・参照不可」の権限を設定している。ID管理簿の定期的な棚卸により、付与する権限に過不足が生じないようにし、どのIDにどのような権限が設定されているのかを把握している。 ・ID管理簿は内部認証手続により、権限設定が適正であることを確認している。 ・IDの不適正利用が確認された場合は、システムセキュリティに係る内規により、当該IDの利用を制限する。 ・また、IDによる管理に加え、二要素認証を用い、アクセス権限管理を行っている。 【Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携】 ・共用IDは発行せず、必ず個人に対し、ユーザーIDを発行する。 ・パスワードの有効期限を設定する。 ・管理者が定期的に管理表を確認し、必要に応じて見直しを行う。
特定個人情報の使用の記録		[記録を残している] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
	具体的な方法	【医療費助成事務システム】 ・システムセキュリティに係る内規により、アクセスログは一定期間保管している。なお、不正操作の監視を行うとともに、ログ分析についてシステム運用管理業者から月次報告を受け、確認している。また、一般ユーザはサーバ内のログにアクセスできない設定にすることで、閲覧、改ざん、消去等の不正行為に対する対策を取っている。 【Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携】 ・システム上の操作のログを取得し、操作ログを定期的に確認する。
その他の措置の内容		・内規により、特定個人情報等を取り扱う職員及びその役割を指定するとともに、各特定個人情報事務取扱担当者が取り扱う特定個人情報等の範囲を指定している。 ・アクセスできるユーザをシステムの的に制限しており、登録ユーザ以外がアクセスできない設定になっている。また、当該アクセス権の設定は管理者のみ操作可能としており、定期的に設定内容の確認を行っている。
リスクへの対策は十分か		[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク		
リスクに対する措置の内容		【医療費助成事務システム】 ・個人情報の保護に関する法律及び東京都個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年東京都条例第130号)で目的外利用は禁止されている。 ・また、個人情報の保護に関する法律及び東京都個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年東京都条例第130号)で利用の制限が規定されている。 ・さらに、情報資産の取扱いに関する内規において、原則、情報資産の外部持ち出しは禁止している。 ・これらを担保する手段として、医療費助成事務システム端末での外部記憶媒体の使用を制限すること等により、容易に情報資産の持ち出しができないようにしている。さらにアクセスログによる不正操作の監視を行っている。 ・eラーニングによる年1回の悉皆研修(保健医療局研修「情報セキュリティ・個人情報保護」)を実施している。 【Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携】 ・特定個人情報を取り扱う職員に対して、セキュリティに関する研修を行い、個人情報保護の重要性について教育するとともに、業務外での特定個人情報の取扱いの禁止等の指導を徹底することで、事務外の使用を防止している。 ・委託業務については、委託先との契約により、委託業者が従事者に対して情報セキュリティに関する教育を行い、業務外での特定個人情報の取扱いの禁止を徹底する。東京都は、当該教育の実施について履行確認を行う。 ・操作ログの追跡により不正アクセス者の特定が可能であることを周知徹底することで、コンプライアンスの意識を高め、事務外での使用を防止する。
リスクへの対策は十分か		[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク4： 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク		
リスクに対する措置の内容	【医療費助成事務システム】 ・端末からの情報資産の複製・持ち出しは技術的に制限されている。個人情報の外部出力は、二要素認証機能付きの専用端末においてのみ情報の書き出しを行う。 ・システムセキュリティに係る内規により外部記録媒体に保有情報を書き出す場合は、必ずデータの暗号化又は記録媒体のパスワード設定を行っている。 ・ハードコピー等の紙資料については、取扱いに細心の注意を払うよう、研修等により注意喚起している。 ・アクセスログによる不正操作の監視も行っている。 【Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携】 ・既存システム(各業務システム)から特定個人情報を抽出したCSVファイルをPublic Medical Hub (PMH)へ登録する際は、作業を行う職員及び端末を必要最小限に限定する。 ・東京都の既存システム(各業務システム)からPublic Medical Hub (PMH)への特定個人情報の連携は、情報漏えいを防止するために暗号化された通信回線(LGWAN又はその他の閉域網回線)を利用した接続のみが認められる。 ・Public Medical Hub (PMH)では、権限のある者しか個人番号にはアクセスできないように制御している。 ・システムにアクセスする職員について、当該職員が所掌する事務以外の情報は閲覧できない仕組みとしている。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
【医療費助成事務システム】 ・個人情報をシステム外に持ち出す場合は、その都度、事前に情報セキュリティ責任者の許可を要する。また用務終了後は不要な情報は速やかに消去している。 ・業務上の必要なく、医療費助成事務システム端末以外のインターネットと接続している端末上に、特定個人情報ファイルを作成・保存することを禁止しており、特定個人情報ファイルは出力の際、全て暗号化している。		

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク		
情報保護管理体制の確認	【委託事項1から4まで】 ・仕様書により、 ・責任者、作業体制、連絡体制及び作業場所を書面にして提出 ・業務従事者への遵守事項の周知 ・再委託の承諾申請の提出 ・作業担当者の名簿の提出 等を委託先に求めている。 【委託事項2から5まで】 ・選定時にプライバシーマーク取得事業者であることを要件としている。また、委託事項3はシステムセキュリティに係る内規によりISMS認証取得事業者であることを要件としている。 【委託事項1及び4】 ・都の執務室内に作業場所があり、職員が常時監視している。 【委託事項2及び3】 ・委託元が委託先に対して実地調査を定期的に行い、適切な管理体制をとっていることを確認する。 【委託事項5】 ・仕様書により、従業者も含めた搬送体制及び緊急時の連絡先を記載した連絡票を提出させている。 【委託事項6】 ・仕様書により、 ・責任者、作業体制、連絡体制及び作業場所を書面にして提出 ・業務従事者への遵守事項の周知 ・再委託の承諾申請の提出 ・作業担当者の名簿の提出 等を委託先に求める。 ・選定時にプライバシーマーク取得事業者であることを要件とする。 ・委託元が委託先に対して実地調査を定期的に行い、適切な管理体制をとっていることを確認する。 【委託事項7】 東京都は、Public Medical Hub (PMH) の利用・情報連携業務及び運用保守業務における特定個人情報の取扱いを国（デジタル庁）に委託することとする。 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等編）に基づき、委託先となる国（デジタル庁）の設備、技術水準、従業者に対する監督・教育の状況等を事前に確認する。	
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[制限している]	<選択肢> 1) 制限している 2) 制限していない
具体的な制限方法	【委託事項1から5まで】 ・作業者を限定するために、委託業務従事者名簿を事前に提出させている。 【委託事項1から3まで】 ・委託先が使用するユーザーIDは、ID管理に係る内規に基づき、割当てを行っている。ユーザーIDの設定に際しては、用途を確認した上で必要最小限の権限のみ付与し、使用する期間のみ有効とし、有効期間が経過した場合には当該ユーザーIDでは特定個人情報ファイルを開覧できないようにしている。 ・秘密の保持、目的外使用の禁止、複写及び複製の禁止、作業場所以外への持ち出し禁止、情報の保管及び管理等を規定した仕様書により、委託処理に係る必要事項を定めている。 【委託事項1及び4】 ・作業者に、ネームプレートの着用を義務付けている。 【委託事項5】 ・職員のみが施錠・開錠できるコンテナで運搬している。 【委託事項6】 ・作業者を限定するために、委託業務従事者名簿を事前に提出させる。 ・文書の引渡しの際、文書を格納した箱にコードを付与した上で、開封防止のシールを貼付し、職員の監視の下、専用のコンテナに封印して運搬する。 【委託事項7】 ・東京都がアクセス権限の管理状況を確認できる。 ・アクセス権限を付与する者を必要最小限に限定する。 ・アクセス権限を付与する範囲を必要最小限に限定する。 ・アクセス権限を付与した者と権限の範囲を適切に管理する。 ※特定個人情報に係るアクセス権限は、再委託先（PMH-ID採番や運用保守）のみに付与される。	

特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[記録を残している] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	【委託事項1から委託事項5まで】 ・委託先との契約に際して、保管庫等での施錠・管理、管理状況の記録、管理記録の報告等を規定した仕様書により、取扱いに係る必要事項を定めている。 【委託事項1】 ・仕様書により、毎日の業務終了後、委託先から作業報告書の提出を受け、履行確認をしている。 【委託事項2】 ・仕様書により、入力帳票の件数・対応件数を書面により提出させている。 【委託事項3】 ・医療費助成事務システムの情報セキュリティ管理として、アクセスログを記録し一定期間保存しており、誰がデータベース上のどの情報をアクセスし、抽出したかが記録され、不正アクセスを監視している。 ・管理記録を一定期間保存することとし、毎月個人情報の取扱い状況の報告を行うとともに、作業を行った場合は、作業案件・懸案課題管理表により週次で報告を行っている。 【委託事項4】 ・仕様書により、委託先に対し、毎日申請受付簿に受理に関する情報を記録させるとともに、毎月、業務報告書を委託元に提出させている。 【委託事項5】 ・仕様書により、委託先に、文書の受渡しの都度、搬送記録簿に搬送するコンテナ等の数量を記載させ、確認している。 【委託事項6】 ・委託先との契約に際して、保管庫等での施錠・管理、管理状況の記録等を規定した仕様書により、取扱いに係る必要事項を定める。 ・仕様書により、委託先に、文書の引渡しの都度、引き渡した文書を格納した箱に付与されたコード及び引渡日が記載された確認書を提出させる。 【委託事項7】 ・特定個人情報の取り扱いのログを保存し、提供を求めることができる。 ※再委託先(PMH-ID採番や運用保守)に係る特定個人情報の取扱いログに限られる。
特定個人情報の提供ルール	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	【委託事項1及び3並びに4から6まで】 ・業務上、委託先から他者への提供はない。 【委託事項2】 ・委託事項2から委託事項3への申請データの受渡しは、仕様書により、都から貸与する専用トランクを使用して行い、施錠の上、運搬させている。格納するデータは暗号化している。また、授受の際は双方から送付書(受領書)を取り交わし、それぞれの書面を都に回付し受渡し状況を確認している。 ・仕様書により、目的外使用の禁止、第三者への提供の禁止、複写及び複製の禁止、情報の保管及び管理等に対する義務違反時の損害賠償の請求等について、定めた上で実施している。 【委託事項7】 ・委託先(再委託も含む。)から他者への提供は行わない。 ・東京都は委託契約に基づき、委託先(再委託先も含む。)から他者への提供が行われていないことを確認できる。
	【委託事項1及び委託事項4】 ・都の執務室内で業務を行っており、職員の監視下で特定個人情報を利用するのみであり、提供はない。 【委託事項2】 ・帳票原票の受渡しは施錠できる専用トランクを都から貸与し、運搬しており、授受の際は送付書(受領書)を取り交わし確認する。帳票の保管は施錠管理とし、複写禁止としている。 【委託事項3】 ・仕様書により、その内容を遵守する旨記載した誓約書を都に提出させる。また、都による監査、点検及び検査に協力することとしている。 ・オンライン入力又はバッチ入力で受け渡された申請データが格納されるDBへのアクセス権限は都から付与されるIDにより設定され、必要最小限に制限されている。 ※委託先は、都の指し示に基づき行っており、作業状況については週次の定例会で報告している。

委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	・本会サーバーの参照・修正は都の指示に基づき行っている。作業状況については週次の定例で報告を受け確認している。 ・作業はデータセンターに設置されている専用端末により実施しており、さらに、データセンターへの立入りはICカード所持者に限定している。サーバー機器は東京都中央コンピューター室に設置し、ICカードと生体認証による入退室管理を行っている。 【委託事項5】 ・仕様書により、委託先に、搬送車の施錠及び他貨物との兼務搬送の禁止など盗難、紛失等の防止措置を義務付けており、記録簿により確認する。 【委託事項6】 ・文書の引渡しの際、文書を格納した箱にコードを付与した上で、開封防止のシールを貼付し、職員の監視の下、専用のコンテナに封印して運搬する。また、その際、コード及び引渡日が記載された確認書を提出させる。仕様書により、搬送車の施錠など盗難、紛失等の防止措置を義務付ける。 ・システムにより、出入庫依頼を管理するとともに、保管状況を確認する。 【委託事項7】 ・委託先には、業務上、最低限必要な範囲の特定個人情報のみを提供できる。それ以外の提供は一切認められず、その旨を委託契約書にも明記する。 ・東京都は委託契約に基づき、委託先(再委託先も含む。)から契約書で定められた範囲の特定個人情報しか提供されていないことを確認できる。
特定個人情報の消去ルール	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない 【委託事項1、4及び5】 ・業務上、特定個人情報の消去は発生しない。 【委託事項2】 ・仕様書により、入力に使用した書類の速やかな返却を求めており、複写を禁止している。 ・仕様書により、用務完了後に記録媒体上に含まれる当該委託業務に係る情報を全て消去することが規定されており、消去した情報項目、数量、消去方法及び消去日等を明示した書面の報告を求めている。消去方法については仕様書により定めている。 ・定期的に作業場所に臨場し、作業方法等の視察を行うことで、適正に処理していることの確認をしている。 【委託事項3】 ・仕様書により、用務完了後に記録媒体上に含まれる当該委託業務に係る情報を全て消去することが規定されており、消去した情報項目、数量、消去方法及び消去日等を明示した書面の報告を求めている。消去方法については仕様書により定めている。 ・定期的に作業場所に臨場し、作業方法等の視察を行うことで、適正に処理していることの確認をしている。 【委託事項6】 ・仕様書により、保存期限を過ぎた文書について、シュレッダーによる破砕処理等により、復元不可能な状態とすることを規定し、処理日、処理対象とした文書箱のコード、処理方法、処理結果等を明記した廃棄証明書を取得する。 【委託事項7】 ・委託契約終了後は保管していた全ての特定個人情報を消去する。 ・特定個人情報を紙媒体で保管しない。 ・委託契約書に基づき、消去について、東京都は報告を受けることができ、それにより消去状況について確認が可能となる。
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない 【委託事項1から5まで】 ・契約書により、個人情報の保護に関する法律及び東京都個人情報の保護に関する法律施行条例の規定を遵守し、個人情報の漏洩防止等適正な管理のために必要な体制の確保に万全の措置を講じることを規定している。 【委託事項1から4まで】 ・目的外使用の禁止、複写及び複製の禁止、作業場所以外持出禁止、情報の保管及び管理に係る安全管理措置、再委託の取扱い並びに実地調査及び指導等について仕様書で規定している。 【委託事項2】 ・仕様書により、作成データの暗号化、物件授受時の送付書・受領書の取交し、都の貸与する専用トラックでの運搬、複写の禁止等を規定している。 【委託事項3】

	規定の内容	・目的外使用の禁止、複写及び複製の禁止、作業場所以外持出禁止、情報の保管及び管理に係る安全管理措置、再委託の取扱い並びに実地調査及び指導等について仕様書で規定している。 ・仕様書にて、オペレーターID管理など適切なアクセス権限管理、データ授受時の送付書・受領書の取交し、都の文書の施錠保管、ウィルス対策、セキュリティ監査への協力等を定めている。 【委託事項4】 ・仕様書により、書類の保管や秘密厳守等、個人情報の適正な取扱いを遵守することを委託先に義務付けている。 【委託事項5】 ・仕様書により、委託先に、搬送車の施錠及び他貨物との兼務搬送の禁止など盗難、紛失等の防止措置を義務付けている。 【委託事項6】 ・契約書により、個人情報の保護に関する法律及び東京都個人情報の保護に関する法律施行条例の規定を遵守し、個人情報の漏洩防止等適正な管理のために必要な体制の確保に万全の措置を講じることを規定する。 ・目的外使用の禁止、複写及び複製の禁止、作業場所以外持出禁止、情報の保管及び管理に係る安全管理措置、再委託の取扱い並びに実地調査及び指導等について仕様書で規定する。 ・文書の引渡しの際、文書を格納した箱にコードを付与した上で、開封防止のシールを貼付し、専用のコンテナに封印して運搬する。また、その際、コード及び引渡日が記載された確認書を提出させる。仕様書により、搬送車の施錠など盗難、紛失等の防止措置を義務付ける。 【委託事項7】 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等編）を遵守し、委託契約書に以下の規定を設ける。 ・秘密保持義務 ・事業所内からの特定個人情報の持ち出しの禁止 ・特定個人情報の目的外利用の禁止 ・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・特定個人情報の提供ルール/消去ルール ・再委託における条件 ・再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 ・漏えい等事案が発生した場合の委託先の責任 ・委託契約終了後の特定個人情報の消去 ・特定個人情報を取り扱う従業員の明確化 ・従業員に対する監督・教育 ・契約内容の遵守状況についての報告 ・実地の監査、調査等に関する事項
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保		＜選択肢＞ [十分に行っている] 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
	具体的な方法	【委託事項1から3まで】 ・仕様書により、再委託を行う場合はあらかじめ選定理由、業務管理方法、セキュリティ管理体制等を記載した書面で承諾を受ける旨を定めている。 ・その他、仕様書の内容を遵守する旨の誓約書を提出させる。 【委託事項5】 仕様書により、業務の全部又は主たる部分の再委託を禁止するとともに、再委託する場合には、事前に申請書を提出させ、委託元の承諾を受ける旨を定めている。 【委託事項1、2、4及び5】 ・再委託は行われていない。 【委託事項6】 仕様書により、業務の全部又は主たる部分の再委託を禁止するとともに、再委託する場合には、事前に申請書を提出させ、委託元の承諾を受ける旨を定める。 【委託事項7】 ・再委託の相手方は、委託先が負っている本契約上の義務と同等の義務を負うことを委託契約書に定める。 ・委託先であるデジタル庁が、再委託先における特定個人情報ファイルの管理状況の定期的な点検（年1回程度又は随時）を実施する。 ・点検は、セルフチェックを基本とし、必要に応じて訪問確認をする。 ・点検後に改善事項があり、改善指示した場合は、改善状況のモニタリングを行う。 ・点検結果について、年1回デジタル庁から報告を受ける。
その他の措置の内容		【委託事項2及び3】 ・仕様書により委託業務で使用する電子媒体等の扱いについても都から貸与した媒体を使用することなどを定めている。 【委託事項7】 ・委託契約書に以下の規定を設ける。 委託先は、従事者に対して情報セキュリティに関する教育を行い、業務外での特定個人情報の取扱いの禁止を徹底する。
リスクへの対策は十分か		＜選択肢＞ [十分である] 1) 特に力を入れている 2) 十分である

3) 課題が残されている

特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

【委託事項1及び4】

・作業場所への私物の電子機器の持込みを禁止しており、業務開始前に所定の場所に保管している。

【委託事項2及び3】

・東京都中央コンピュータ室内の管理領域に私物の電子機器等の持込みは禁止されており、入室前に専用のロッカーに預けている。

【委託事項3】

・東京都中央コンピュータ室内は24時間固定及び巡回カメラの双方で監視・録画されており、巡回警備も行っている。

【委託事項4】

・更新業務の作業場所である執務室では、他の業務に係る情報が混在しないよう、更新業務に係る情報のみ保有している。

【委託事項6】

・取扱区域への入退室はICカードにより制御し、ログを管理する。

・取扱区域の出入口は固定カメラ等で監視・録画する。

・取扱区域への私物の電子機器の持込みを禁止している。

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない
リスク1：不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	【保険者への所得区分照会】 ・保険者照会を行う際は医療費助成事務システムから照会リストを作成する。医療費助成事務システムではアクセスログが一定期間保管され、誰がいつどの情報を参照・変更等の操作を行ったか記録している。 ・送達過程を記録するため簡易書留を利用して送付する。 ・保険者からの回答については収受簿により管理する。 【庁内連携】 （連携サーバー） 全ての照会及び回答について、特定個人情報の照会者、移転者、日時等をシステム上でアクセスログとして記録し、7年間保存する。 （保健医療局） ・医療費助成事務システムではアクセスログが一定期間保管され、誰がいつどの情報を参照・変更等の操作を行ったか記録している。	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	【保険者への所得区分照会】 ・健康保険法施行規則その他医療保険に関する法令の規定に基づき、保険者照会を行う。 ・事前に同意書により本人の意思確認を行い、照会に当たっては同意書と照会対象者の突合を行っている。 ・医療費助成事務システムでは不正アクセス等を検出するためログ監査を実施する。 【庁内連携】 （連携サーバー） ・照会側と提供（回答）側の間で行われる特定個人情報の授受に当たっては、その中継のみを行い、システム内に特定個人情報（副本相当）は保有しない。 ・事務所管部署で決定された申請書を、連携サーバー管理者が承認した上で、システムへの利用者登録、変更を行う。 ・ログイン時に利用者の認証を実施する。 ・照会者、事務、移転者、特定個人情報の項目等のチェック項目に基づき、システムでチェックを行い、法令上正当であると認められ、かつ移転者が明示的に回答を承認した場合に限り、連携を行う。照会に対しては、照会条件として指定された対象者に関する情報だけを回答する。なお、チェック項目は、番号法等の改正に応じて、更新する。 ・インターネットや庁内の他のネットワークから分離された専用のネットワーク上で、暗号化を行う。 ・全ての照会及び回答について、特定個人情報の照会者、移転者、日時等をシステム上でアクセスログとして記録し、7年間保存する。 ・不正アクセス等を検出できるようログを監査する。 （保健医療局） ・医療費助成事務システムではアクセスログが一定期間保管され、誰がいつどの情報を参照・変更等の操作を行ったか記録している。また、不正アクセス等を検出できるようログ監査を実施する。 ・特定個人情報の提供・移転の際は内部承認を経た上で、提供・移転のためのファイル作成を行う。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2：不適切な方法で提供・移転が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	【保険者への所得区分照会】 ・健康保険法施行規則その他医療保険に関する法令の規定に基づき、保険者照会を行う。 ・事前に同意書により本人の意思確認を行い、照会に当たっては同意書と照会対象者の突合を行っている。 ・照会はシステム登録情報を印字出力し、窓空き封筒で照会票を送付することで誤配送を防止している。また、送達過程を記録するため簡易書留を利用して送付する。 ・回答については収受簿により管理する。 ・医療費助成事務システムではアクセスログが一定期間保管され、誰がいつどの情報を参照・変更等の操作を行ったか記録し、不正アクセス等を検出するためログ監査を実施する。 【庁内連携】 （連携サーバー） ・照会者、事務、移転者、特定個人情報の項目等のチェック項目に基づき、システムでチェックを行い、法令上正当であると認められ、かつ移転者が明示的に回答を承認した場合に限り、連携を行う。照会に対しては、照会条件として指定された対象者に関する情報だけを回答する。なお、チェック項目は、番号法等の改正に応じて、更新する。 ・インターネットや庁内の他のネットワークから分離された専用のネットワーク上で、暗号化を行う。 ・全ての照会及び回答について、特定個人情報の照会者、移転者、日時等をシステム上でアクセスログ	

	として記録し、7年間保存する。 (保健医療局) ・受給者情報は、番号法に基づき、連携サーバーを経由してのみ中間サーバに副本登録する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク	
リスクに対する措置の内容	【保険者への所得区分照会】 ・健康保険法施行規則その他医療保険に関する法令の規定に基づき、保険者照会を行う。 ・事前同意書により本人の意思確認を行い、照会に当たっては同意書と照会対象者の突合を行っている。 ・照会はシステム登録情報を印字出力し、窓空封筒で照会票を送付することで誤配送を防止している。また、送達過程を記録するため簡易書留を利用して送付する。 ・回答については収受簿により管理する。 【庁内連携】 (連携サーバー) ・照会者、事務、移転者、特定個人情報の項目等のチェック項目に基づき、システムでチェックを行い、法令上正当であると認められ、かつ移転者が明示的に回答を承認した場合に限り、連携を行う。照会に対しては、照会条件として指定された対象者に関する情報だけを回答する。なお、チェック項目は、番号法等の改正に応じて、更新する。 ・インターネットや庁内の他のネットワークから分離された専用のネットワーク上で、暗号化を行う。 ・情報照会に対する回答は、当該照会を行った事務に対してのみ返却するよう制御されている。 ・各事務所管部署が個々の照会データを一意に識別できるよう付与した識別子を、連携サーバーからの回答データに付記して返却することで、どの照会に対する回答かを各事務所管部署で正確に突合できるようにしている。 (医療費助成事務システム) ・受給者証の発行時期に合せ、特定個人情報を提供する仕組みとなっており、システム内で提供状況管理を行い、チェックリストを定期的に出力する。所管課において、チェックリストに基づき、提供情報の適切な反映時期について確認を行う。 ・システムの情報(正本及び副本)の正確性確保措置については、システム内でエラーチェックを行い、定期的にエラーチェックリストを出力する。所管課において、エラーチェックリストを確認することにより、提供情報の正確性を確保する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	【中間サーバー・ソフトウェア】 ・情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 (※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2) 番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。 (※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。 【連携サーバー】 ・各事務所管部署からの申請に基づき、利用者とその所掌事務の紐付けが連携サーバー上であらかじめ定義され、その範囲においてのみ情報照会が可能となるようアクセス制御されている。 ・符号取得においては、あらかじめ各事務のシステムにて登録され、個別業務システム利用番号が割り当てられた状態の対象者のみを受け付けるよう制御されている。 ・符号取得に対する回答及び情報照会に対する回答は、当該照会を行った事務に対してのみ返却するよう制御されている。 ・各事務所管部署が個々の照会データを一意に識別できるよう付与した識別子を、連携サーバーからの回答データに付記して返却することで、どの照会に対する回答かを各事務所管部署で正確に突合できるようにしている。 【医療費助成事務システム】 ・利用者IDによりアクセス可能な業務範囲を限定し、正当な権限のない利用者からは個人番号を利用できないようアクセス制御を行っている。加えて、情報連携のため、個人情報を外部記録媒体に書き出す場合は、二要素認証機能付きの専用端末のみで行えるよう制限している。 【保健医療局】 ・情報提供ネットワークにより特定個人情報を取得する際は、対象職員について使用簿を作成し、照会ファイル作成のための内部承認を行う。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】 ・中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。 【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 【連携サーバー】 ・システムを利用可能な時間を制限している。 ・情報連携に用いる端末に対し、端末認証を行う。 ・ログイン時に利用者の認証を実施する。 ・個別業務システム(事務)との間は、庁内のネットワークを介するとともに、暗号化を行う。 ・連携サーバーから個別業務システム(事務)に提供する照会結果ファイルは、暗号化を行う。 ・中間サーバーとの間は、行政情報ネットワーク上で他とは分離された通信を用いるとともに、暗号化を行う。 ・サーバー認証により真正性が担保された中間サーバーに接続する。 【医療費助成事務システム】 ・連携サーバーに登録する照会ファイルを暗号化する。 ・上記の作業は、照会ファイルを管理する職員のみが行う。なお、照会ファイルを持ち出す際は事前に許可申請書による内部認証を経るとともに、作業後には報告書を提出する。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク3: 入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスク			

リスクに対する措置の内容	【中間サーバー・ソフトウェア】 ・中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入力するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入力することが担保されている。 【連携サーバー】 ・各事務所管部署で本人確認及び真正性確認を行った個人番号に基づき、個別業務システム利用番号が割り当てられていることを前提として、当該人に対する符号取得が可能となるよう制御されている。 ・各事務所管部署で本人確認及び真正性確認を行った個人番号に基づき、統合利用番号及び個別業務システム利用番号が紐付けられていることを前提として、当該人に対する情報照会が可能となるよう制御されている。 ・サーバー認証により真正性が担保された中間サーバーに接続する。 【医療費助成事務システム】 ・情報提供ネットワークシステム・中間サーバー・連携サーバーを使用して、統合利用番号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入力するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入力することが担保されている。 【保健医療局】 ・特定個人情報を取得後、使用簿によって照会結果の確認を行う。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク4： 入手の際に特定個人情報が増えい・紛失するリスク			
リスクに対する措置の内容	【中間サーバー・ソフトウェア】 ・中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。 ・既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 ・情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に結果情報を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 (※)中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。 【中間サーバー・プラットフォーム】 ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。 【連携サーバー】 ・システムの利用可能な時間を制限している。 ・情報連携に用いる端末に対し、端末認証を行う。 ・ログイン時に利用者の認証を実施する。 ・インターネットや庁内の他のネットワークから分離された専用のネットワーク上で、暗号化を行う。 ・中間サーバーとの間は、行政情報ネットワーク上で他とは分離された通信を用いるとともに、暗号化を行う。 ・サーバー認証により真正性が担保された中間サーバーに接続する。 ・システムの利用者、日時等をシステム上でログとして記録し、7年間保存する。 ・個別業務システム(事務)と中間サーバーとの間における特定個人情報の授受に当たっては、その中継のみを行い、システム内に特定個人情報(副本相当)は保有しない。 ・連携サーバーから個別業務システム(事務)に提供する照会結果ファイルは、暗号化を行う。 【医療費助成事務システム】 ・連携サーバーに登録する照会ファイルを暗号化する。 ・連携サーバーに登録する照会ファイル及び取得する照会結果ファイルは、保健医療局執務室内に設置された端末で作業し、外部に持ち出すことはない。 【保健医療局】 ・情報提供ネットワークにより特定個人情報を取得する際は、対象職員について使用簿を作成し、照会ファイル作成のための内部承認を行う。 ・連携サーバー端末は執務室内に設置し、操作画面が部外者の目に触れないように配置する。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク5： 不正な提供が行われるリスク			

リスクに対する措置の内容	【中間サーバー・ソフトウェア】 ・情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ・機微情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。 【連携サーバー】 ・ログイン時に利用者の認証を実施する。 ・各事務所管部署からの申請に基づき、利用者とその所掌事務の紐付けが連携サーバー上であらかじめ定義され、その範囲においてのみ情報提供が可能となるようアクセス制御されている。 ・システムの利用者、日時等をシステム上でログとして記録し、7年間保存する。 ・個別業務システム(事務)と中間サーバーとの間における特定個人情報の授受に当たっては、その中継のみを行い、システム内に特定個人情報(副本相当)は保有しない。 ・インターネットや庁内の他のネットワークから分離された専用のネットワーク上で、暗号化を行う。 ・中間サーバーとの間は、行政情報ネットワーク上で他とは分離された通信を用いるとともに、暗号化を行う。 ・サーバー認証により真正性が担保された中間サーバーに接続する。 【医療費助成事務システム】 ・利用者IDによりアクセス可能な業務範囲を限定し、正当な権限のない利用者からは個人番号を利用できないようアクセス制御を行っている。加えて、情報連携のため、個人情報を外部記録媒体に書き出す場合は、二要素認証機能付きの専用端末のみで行えるよう制限している。 ・システムセキュリティに係る内規により、アクセスログを一定期間保管し、不正操作の監視を行う。 【保健医療局】 ・受給者情報は、番号法に基づき、連携サーバーを経由してのみ中間サーバーに副本登録する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク	
リスクに対する措置の内容	【中間サーバー・ソフトウェア】 ・セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行っている。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可照合リストを管理する機能。 【中間サーバー・プラットフォーム】 ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク)等を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバー・プラットフォームの事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。 【連携サーバ】 ・ログイン時に利用者の認証を実施する。 ・各事務所管部署からの申請に基づき、利用者とその所掌事務の紐付けが連携サーバー上であらかじめ定義され、その範囲においてのみ情報提供が可能となるようアクセス制御されている。 ・システムの利用者、日時等をシステム上でログとして記録し、7年間保存する。 ・個別業務システム(事務)と中間サーバーとの間における特定個人情報の授受に当たっては、その中継のみを行い、システム内に特定個人情報(副本相当)は保有しない。 ・インターネットや庁内の他のネットワークから分離された専用のネットワーク上で、暗号化を行う。 ・中間サーバーとの間は、行政情報ネットワーク上で他とは分離された通信を用いるとともに、暗号化を行う。 ・サーバー認証により真正性が担保された中間サーバーに接続する。 【医療費助成事務システム】 ・利用者IDによりアクセス可能な業務範囲を限定し、正当な権限のない利用者からは個人番号を利用できないようアクセス制御を行っている。加えて、次期医療費助成事務システムでは、情報連携のため、個人情報を外部記録媒体に書き出す場合は、二要素認証機能付きの専用端末のみで行えるよう制限する。 ・システムセキュリティに係る内規により、アクセスログを一定期間保管し、不正操作の監視を行う。 【保健医療局】 受給者情報は、番号法に基づき、連携サーバーを経由してのみ中間サーバーに副本登録する。

リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	【中間サーバー・ソフトウェア】 ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。 ・情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。 ・情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。 (※) 特定個人情報を副本として保存・管理する機能。 【連携サーバー】 ・各事務所管部署で本人確認及び真正性確認を行った個人番号に基づき、団体内統合利用番号及び個別業務システム利用番号が紐付けられていることを前提として、当該人に対する情報提供が可能となるよう制御されている。 ・個別業務システム(事務)と中間サーバーとの間における特定個人情報の授受に当たっては、その中継のみを行い、システム内に特定個人情報(副本相当)は保有しない。 ・インターネットや庁内の他のネットワークから分離された専用のネットワーク上で、暗号化を行う。 ・中間サーバーとの間は、行政情報ネットワーク上で他とは分離された通信を用いるとともに、暗号化を行う。 ・サーバー認証により真正性が担保された中間サーバーに接続する。 【医療費助成事務システム】 ・受給者証の発行時期に合せ、特定個人情報を提供する仕組みとなっており、システム内で提供状況管理を行い、チェックリストを定期的に出力する。所管課において、チェックリストに基づき、中間サーバーへの提供情報の適切な反映時期について確認を行う。 ・システムの情報(正本及び副本)の正確性確保措置については、システム内でエラーチェックを行い、定期的にエラーチェックリストを出力する。所管課において、エラーチェックリストを確認することにより、提供情報の正確性を確保する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
【中間サーバー・ソフトウェア】 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 ・情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 【中間サーバー・プラットフォーム】 ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。		

7. 特定個人情報の保管・消去			
リスク1： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク			
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない	
②安全管理体制	[十分に整備している]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない	
③安全管理規程	[十分に整備している]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない	
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない	
⑤物理的対策	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
	具体的な対策の内容	【中間サーバー・プラットフォーム】 ・中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 ・事前に申請し承認されていない物品、記憶媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込することがないよう、警備員などにより確認している。 【連携サーバー】 ・サーバー等を設置するための専用施設内に他のシステムとは分離した区画を設け、当該サーバー専用のラックに施錠して収容する。当該施設では、入退室者管理、区画ごとの施錠管理、監視カメラによる録画、有人監視等を実施する。 ・当該施設の煙感知装置、ガス系消火設備、耐震対応等により、火災や地震に起因する滅失等のリスクを低減する。 ・機器のうち、特定個人情報等のデータが記録されるものの廃棄等に当たっては、磁氣的消去又は物理的破壊等により、当該データを復元不可能な状態とする。 【医療費助成事務システム】 ・医療費助成事務システムのサーバー機器が設置される東京都中央コンピュータ室では、空調設備、電源設備、セキュリティ設備の設置に加えて、災害発生に備え、免震床の設置、ハロンガス消火装置の設置など、災害への対策もしている。 ・中央コンピュータ室では、入退室口での24時間有人監視、ICカード及び生体認証による入退室管理、サーバ設置エリアの監視カメラによる監視等を行っている。 - また、危険物、コンピュータ、記憶媒体、鞆、コート類及び業務上必要のない機器等は持込み禁止としており、必要な機器を持ち込む際にも、事前届出制としており、入室時にチェックを行っている。 ・執務室では電子媒体及び紙資料は施錠保管している。 ・端末はセキュリティワイヤーにより固定し、ワイヤー錠は情報セキュリティ責任者（統括）が一元管理し、施錠保管している。 【申請書類】 申請書類は、収受情報を台帳で管理している。また、個人番号を取り扱う作業場所を区画し、携帯電話その他カメラ機能を有する機器の持込みを禁止している。さらに、キャビネットにおいて施錠保管を行っている。 また、審査が完了し、結果通知の発送が完了した個人番号に係る調書は、適宜文書保管・廃棄委託業者に引渡し、保管・管理する。委託業者においては、①取扱区域への入退室はICカードにより制御し、ログを管理すること、②取扱区域の出入口は固定カメラ等で監視・録画すること、③取扱区域への私物の電子機器の持込みを禁止し、退出時に荷物検査を行うことを義務付ける。 【Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携】 Public Medical Hub (PMH) は、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン、政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) において登録されたサービスか、ISO/IEC27017:2015またはCSマーク・ゴールドの認証を取得している者で、かつ、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たすクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインで求める物理的対策を満たしている。 主に以下の物理的対策を講じている。 ・サーバ設置場所等への入退室記録管理、施錠管理 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。	
⑥技術的対策	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
		【中間サーバー・プラットフォーム】 ・中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。	

	具体的な対策の内容	・中間サーバー・プラットフォームでは、ウィルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 【連携サーバー】 ・インターネットや庁内の他のネットワークから分離された専用のネットワーク上で稼働する。 ・サーバーが接続されたセグメントとそれ以外のセグメントの境界にファイアーウォールを導入するとともに、ログを取得する。 ・ウィルス対策ソフトを導入し、パターンファイルを更新する。 ・基本ソフトウェア（OS）及びミドルウェアは、必要に応じてセキュリティパッチを適用する。 ・データベースにデータを暗号化して保存する。 ・データベースに対する操作権限を細分化し、連携サーバー管理者であっても真に必要な場合を除いてはデータベースにアクセスできないよう制御する。 ・データベースに対するアクセスログを取得する。 ・データベースのバックアップを取得する。データベースのバックアップ保存期間は7年間である。 ・あらかじめ登録された機器だけがネットワークに接続できるよう制御する。 ・サーバー及びその管理に用いる機器は、書き出し可能な外部記録媒体を内蔵せず、かつUSB機器等に対する制御を行い、外部記録媒体の利用を制限する。 【医療費助成事務システム】 ・入手した特定個人情報を取り込むこととなる医療費助成事務システムは、専用回線又は閉塞ネットワークとし、外部ネットワークから第三者によるアクセスは不可能である。 ・加えて、ファイアーウォールを設置し、許可していない端末やポート番号の通信遮断を行っている。 ・唯一の外部との接触点である外部記録媒体からのウィルス感染に備え、ウィルス対策ソフトを導入している。（パターンファイル毎月1回リモート配布により更新） 【Public Medical Hub（PMH）を活用した情報連携】 Public Medical Hub（PMH）は、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン、政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）において登録されたサービスか、ISO/IEC27017:2015またはCSマーク・ゴールドの認証を取得している者で、かつ、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たすクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインで求める技術的対策を満たしている。 主に以下の技術的対策を講じている。 ・論理的に区分された東京都の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国（デジタル庁）や医療機関及び都民からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・当該システムへの不正アクセスの防止のため、外部からの侵入検知・通知機能を備えている。 ・東京都の端末とPublic Medical Hub（PMH）との通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 ・東京都の端末とPublic Medical Hub（PMH）との通信はLGWAN回線又は閉域網VPN等に限定されている。 ・クラウドマネージドサービスを利用する場合においても、パブリッククラウド事業者は特定個人情報にはアクセスできない。 ・バックアップは地理的に十分に離れた拠点に保管することで、大規模なシステム障害や震災などの発生によりデータが破損・消失しても、バックアップからデータを復元できるようにする。
⑦バックアップ	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分に行っていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生あり]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
	その内容	別紙のとおり
	再発防止策の内容	別紙のとおり
⑩死者の個人番号	[保管している]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
	具体的な保管方法	生存者の個人番号と同様の方法にて安全管理措置を実施している。
その他の措置の内容		－
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2: 特定個人情報古い情報のまま保管され続けるリスク		
リスクに対する措置の内容	・医療費助成には有効期間が設定されている。 ・また、有効期間満了前に更新手続の案内を送付している。 【Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携】 ・本特定個人情報ファイルの個人情報は、住基及び住民登録外者の異動情報を取得し、内部番号を基に最新の情報に反映されるため、古い情報のまま保管され続けるリスクは存在しない。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク		
消去手順	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	【連携サーバー】 ・個別業務システム(事務)及び中間サーバとの間で授受されるデータは、所要の処理完了後又は一定時間経過後に削除される。 ・機器のうち、特定個人情報等のデータが記録されるものの廃棄等に当たっては、磁氣的消去又は物理的破壊等により、当該データを復元不可能な状態とする。 【医療費助成事務システム】 ・5年間異動のないデータは、定期処理により削除する。削除の際は、対象データを職員が事前確認している。 ・外部記録媒体のデータは、職員が確認の上、削除作業を行っている。 【中間サーバー】 ・中間サーバーに副本登録されたデータのうち5年間異動のないものは、定期処理により削除される。 【申請書類】 ・保存期間を満了した申請書類については、溶解処理等により廃棄している。 ・東京都で保管する書類の廃棄に当たっては仕様書により、委託先に、①廃棄文書の回収の際、受託者の社員であることの身分証明書を常時携帯させ、委託者の求めに応じて提示させること、②廃棄文書の飛散・盗難防止のため、施錠又は特殊警報装置等を装備した車両を使用すること、③作業中に車両を離れる場合は、施錠し、又は監視員を配置すること、④廃棄文書が収納された箱を開封することなく、受託者の監視下において回収運搬・溶解処理を行うこと、⑤溶解処理については、荷下ろしから溶解までの録画やモニター監視、不審者の侵入防止のための入退室管理や監視カメラの設置等の安全対策が講じられている施設に搬入し、処理すること及び⑥委託者に溶解処理証明書を提出することを義務付けている。 ・文書保管委託により保管している書類の廃棄に当たっては、委託先におけるシュレッダーによる破碎処理等により、復元不可能な状態とする。破碎処理等について、仕様書により、①処理場への入退室はICカードにより制御し、ログを管理すること、②処理場の出入口及び処理の様子は固定カメラ等で監視・録画すること、③処理場への私物の電子機器の持込みを禁止し、退出時に荷物検査を行うこと、④処理日、処理対象とした文書箱のコード、処理方法、処理結果等を明記した書面により報告することを義務づける。 【外部記録媒体】 ・使用後はデータを消去して施錠保管すると共に、在庫管理をしている。 【Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携】 ・消去が必要となった情報は内部手続を経て消去し、その記録を残す。 ・不要となった特定個人情報は、削除用データの連携又は運用保守事業者に依頼して消去する。 ・不要となったバックアップファイルは、古いものから順に自動削除される。 ・外部記録媒体による作業を終了したら、内部のデータを確実に消去する。管理簿に消去の記録を記載する等、消去履歴を残す。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		

IV その他のリスク対策 ※

1. 監査		
①自己点検	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的なチェック方法	【東京都における取扱い】 ・個人情報保護については、全職員が職員向けの自己点検表を用いてチェックを実施。 ・情報セキュリティについては、情報セキュリティ責任者(統括)が点検表を用いてチェックを実施。 ・評価書の記載内容どおりの運用ができていないか、年1回担当部署でチェックを実施。 【中間サーバー・プラットフォーム】 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。 【Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携】 情報セキュリティポリシーや特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン等に基づき適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な自己点検を行う。	
②監査	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な内容	【内部監査】 以下の観点で内部監査人による監査を4年に一度実施している。 ・自己点検結果の確認 ・情報資産台帳・情報処理機器等の保有状況簿の確認 ・情報資産の保管・持出し等に係る帳票等の確認 ・執務室の視察 【外部監査】 ・外部専門機関による医療費助成事務システムの情報セキュリティ監査を実施。 ・監査対象は運用受託業者、管理担当職員、入力担当職員とし、物理的、人的、技術的の各方向からシステムの情報セキュリティについて網羅的な監査を行っている。 ・直近実施時に指摘されたリスク(いずれも軽微なリスク)について、全てシステムのセキュリティ対策に反映している。 今後も定期的に監査を行っていく予定である。 【中間サーバー・プラットフォーム】 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。 【Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携】 情報セキュリティポリシーや特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン等に基づき適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な監査を行う。	
2. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	【職員(非常勤含む。)] ・全職員を対象に情報セキュリティ・個人情報保護の研修を実施している。研修の目的は、個人情報保護の重要性及び適正管理等に関する理解を深め、個人情報保護の遵守を徹底することである。具体的には、以下の研修を実施している。 ・個人端末からアクセスするeラーニング研修(理解度が基準に達しないと修了できない) ・新規採用職員や他局転入職員等を対象とした研修 ・未研修者に対しては、未受講者研修の実施 【委託事業者】 ・業務開始に当たり、個人情報の取扱いルールを順守することを確認させている。 【中間サーバー・プラットフォーム】 IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。 【Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携】 情報セキュリティポリシーや特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン等に基づき適切に職員等の当該システムの利用を管理し、適切な指導を行う。	
3. その他のリスク対策		
【中間サーバー・プラットフォーム】 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。 【Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携】 情報セキュリティポリシーや特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン等に基づき適切に当該システムを利用し、万が一、		

障害や情報漏えいが生じた場合、適切な対応をとることができる体制を構築する。

V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	【特定医療費の支給認定及び支給に関する情報】 東京都保健医療局保健政策部疾病対策課難病認定担当 163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 第一本庁舎29階南側 03-5320-4472
②請求方法	指定様式による書面の提出により開示、訂正又は利用停止の請求を受け付ける。
特記事項	請求方法、様式等について東京都公式ホームページ上で分かりやすく表示
③手数料等	[有料] ＜選択肢＞ 1) 有料 2) 無料 (手数料額、納付方法: 納付書により、実費相当分(10円/1枚)の手数料を納付する。)
④個人情報ファイル簿の公表	[行っている] ＜選択肢＞ 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	難病患者等認定事務
公表場所	東京都総務局総務部情報公開課
⑤法令による特別の手続	—
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	【特定医療費の支給認定及び支給に関する情報】 東京都保健医療局保健政策部疾病対策課難病認定担当 163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 第一本庁舎29階南側 03-5320-4472
②対応方法	・申請状況に関する問合せに対応できるよう、収受記録を付けるとともに、システムに申請処理状況を記録する。 ・問合せ経過が分かるよう、システムに問合せ経過を記録する。

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和6年9月13日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施)] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	東京都ホームページにおいて意見募集の掲載を行い、インターネット、FAX、郵送にて意見を受け付けた。
②実施日・期間	令和6年8月2日から同月16日の14日間
③期間を短縮する特段の理由	30日以上意見聴取期間を設定すると事務の実施が困難となり、住民の権利利益に重大な影響を与える可能性があるため。
④主な意見の内容	意見なし
⑤評価書への反映	なし
3. 第三者点検	
①実施日	令和6年8月27日から令和6年8月30日まで
②方法	東京都情報公開・個人情報保護審議会特定個人情報保護評価部会において点検を受けた。
③結果	以下の答申を受けた。 本評価書案を点検したところ、難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務におけるPublic Medical Hubを活用した情報連携については、現時点で未確定の事項があることが確認できた。 現時点で把握している情報を基に個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を予測し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析してリスクを軽減するための適切な措置を講じる準備が進められているとは認められるものの、一部、十分な措置を講じていることが確認できない等の課題が残されている。
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年3月31日	I 基本情報 7. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	所属長 疾病対策課長 播磨 あかね	所属長 疾病対策課長 小林 一司	事後	所属長の異動に伴い、修正
平成30年3月31日	(別添1)事務の内容	・⑤-1、⑥-1、⑦-1、⑧-1、⑨-1、⑪-1について、指示の方法について記載なし ・副本登録に係る一連の事務を⑨として記載 ・⑥-5について連携サーバから住民基本台帳ネットワークを経由して情報提供ネットワークシステムに繋がるように記載 ・所得区分照会連絡票封入等作業委託及び特定個人情報に係る文書の保管・廃棄委託に関する記載なし	・オンライン入力による指示である旨を追記 ・副本登録に係る一連の事務を⑪として記載 ・⑥-5について連携サーバから中間サーバを経由して情報提供ネットワークシステムに繋がるように記載 ・所得区分照会連絡票封入等作業委託及び特定個人情報に係る文書の保管・廃棄委託に関する内容を記載	事前	・より具体的に記載するため修正 ・事務の流れをより正確に記載するため修正 ・事務の流れをより正確に記載するため修正 ・所得区分照会連絡票封入等作業委託及び特定個人情報に係る文書の保管・廃棄委託の開始に伴い追記
平成30年3月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑨使用開始日	2017/7/1	2017/11/13	事前	個人番号の利用による情報連携の本格運用開始日に合わせ修正
平成30年3月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ⑥委託先名	ヒューマンタッチ株式会社	キャリアリンク株式会社	事前	委託先の変更による修正
平成30年3月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ⑥委託先名	ヒューマンタッチ株式会社	キャリアリンク株式会社	事前	委託先の変更による修正
平成30年3月31日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項6、7	所得区分照会連絡票封入等作業委託及び特定個人情報に係る文書の保管・廃棄委託に関する記載なし	所得区分照会連絡票封入等作業委託及び特定個人情報に係る文書の保管・廃棄委託に関する内容を記載	事前	所得区分照会連絡票封入等作業委託及び特定個人情報に係る文書の保管・廃棄委託の開始に伴い追記

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年3月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先4 ①法令上の根拠	番号法第9条第1項及び第3項並びに別表第一の2の項、4の項、22の項、28の項、30の項、39の項及び59の項 別表第一省令第2条第2号、第4条第2号、第20条の2第11号、第23条の2第9号、第24条第2号、第30条の2第10号及び第46条第2号	番号法第19条第2号	事前	適切な根拠法令に修正
平成30年3月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所 ③消去方法	特定個人情報に係る文書の保管・廃棄委託に関する記載なし	特定個人情報に係る文書の保管・廃棄委託に関する内容を記載	事前	特定個人情報に係る文書の保管・廃棄委託の開始に伴い追記
平成30年3月31日	(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目	記載なし	3 符号取得後結果 ※ 上記項目は全て要配慮個人情報である	事前	記載事項の追加及び3以降の事項の番号を繰下げ
平成30年3月31日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手	【庁内連携】 (福祉保健局) 生活保護情報を取得～	【庁内連携】 (福祉保健局) 生活保護情報及び中国残留邦人等支援給付情報を取得～	事前	中国残留邦人等支援給付情報も庁内連携により入手する情報であるため追記
平成30年3月31日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	【委託事項6】所得区分照会連絡票封入等作業委託及び【委託事項7】特定個人情報に係る文書の保管・廃棄委託に関する記載なし	【委託事項6】所得区分照会連絡票封入等作業委託及び【委託事項7】特定個人情報に係る文書の保管・廃棄委託に関する内容を記載	事前	所得区分照会連絡票封入等作業委託及び特定個人情報に係る文書の保管・廃棄委託の開始に伴い追記
平成30年3月31日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑤物理的対策 具体的な対策の内容	特定個人情報に係る文書の保管・廃棄委託に関する記載なし	特定個人情報に係る文書の保管・廃棄委託に関する内容を記載	事前	特定個人情報に係る文書の保管・廃棄委託の開始に伴い追記
平成30年3月31日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	前回評価実施時点での過去3年間の重大事故の内容について記載	変更日時点での過去3年間の重大事故の内容について記載	事前	時点更新

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年3月31日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク3: 特定の個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク 消去手順 手順の内容	特定個人情報に係る文書の保管・廃棄委託に関する記載なし	特定個人情報に係る文書の保管・廃棄委託に関する内容を記載	事前	特定個人情報に係る文書の保管・廃棄委託の開始に伴い追記
平成30年3月31日	V 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ③手数料等	納付書により、実費相当分(20円/1枚)の手数料を納付する。	納付書により、実費相当分(10円/1枚)の手数料を納付する。	事前	規則改正に伴う修正
平成30年3月31日	V 開示請求、問合せ 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ ①連絡先	【特定医療費の支給認定に関する情報】 東京都福祉保健局保健政策部疾病対策課難病認定担当 163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 第一本庁舎23階北側 03-5320-4472 【特定医療費の支給に関する情報】 東京都福祉保健局保健政策部医療助成課医療調整担当 163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 第一本庁舎23階北側 03-5320-4453	【特定医療費の支給認定に関する情報】 東京都福祉保健局保健政策部疾病対策課難病認定担当 163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 第一本庁舎29階南側 03-5320-4472 【特定医療費の支給に関する情報】 東京都福祉保健局保健政策部医療助成課医療調整担当 163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 第一本庁舎29階中央 03-5320-4453	事前	フロア移転に伴う修正
平成30年3月31日	VI 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	2016/10/27	2017/11/20	事前	時点更新
平成30年4月1日	I 基本情報 7. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	所属長 疾病対策課長 小林 一司	所属長 疾病対策課長 鈴木 祐子	事前	所属長の異動に伴い、修正
平成31年4月1日	I 基本情報 7. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	所属長 医療助成課長 伊藤 博	所属長 医療助成課長 中島 秋津	事前	所属長の異動に伴い、修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年1月15日	(別添1)事務の内容	⑤-3 医療費助成事務システム電算処理受託業者から医療助成課に、外部記録媒体により、住民基本台帳ネットワークシステムへの照会用データを引渡し	⑤-3 医療費助成事務システム電算処理受託業者から疾病対策課に、※システム内帳票配信により、住民基本台帳ネットワークシステムへの照会用データを引渡し ※ システム内帳票配信とは、医療費助成事務システムの共有フォルダに毎週第一営業日に自動的に帳票が配信されることをいう。	事前	運用方法変更に伴う修正
令和2年1月15日	(別添1)事務の内容	⑤-4 医療助成課から疾病対策課に、外部記録媒体により、住民基本台帳ネットワークシステムへの照会用データを引渡し	⑤-4 共有フォルダに配信されている照会用データを外部記録媒体(DVD)に出力して、新業務系端末へ移す。	事前	運用方法変更に伴う修正
令和2年1月15日	(別添1)事務の内容	⑤-5 疾病対策課において、住民基本台帳ネットワークシステムへ個人番号又は氏名、住所、生年月日情報等で本人確認情報又は個人番号を照会する。 ※ 照会は規模等に応じ、総務局行政部が管理するシステムへの一括照会(外部記録媒体による。)よ福祉保健局共有の個人専用端末によるものがある。	⑤-5 新業務系端末にて住基照会データを外部記録媒体(DVD)にコピーし、総務局へ持参する。	事前	より具体的に記載するため修正
令和2年1月15日	(別添1)事務の内容	⑤-6 疾病対策課から医療助成課に、外部記録媒体により、住民基本台帳ネットワークシステムから得た照会結果を引渡し	⑤-6 総務局にて、住民基本台帳ネットワークシステムへ個人番号又は氏名、住所、生年月日情報等で本人確認情報又は個人番号を一括照会する。総務局が作成した一括照会結果の外部記録媒体(DVD)は疾病対策課職員が総務局から持ち運ぶ。 ※ 照会は総務局行政部が管理するシステムへの一括照会(外部記録媒体による。)による。	事前	より具体的に記載するため修正
令和2年1月15日	(別添1)事務の内容	⑤-7 医療助成課から医療費助成事務システム電算処理受託業者に、外部記録媒体により、住民基本台帳ネットワークシステムから得た照会結果を引渡し	⑤-7 疾病対策課から医療費助成事務システム電算処理受託業者に、※システム内アップロードにより、住民基本台帳ネットワークシステムから得た照会結果を引渡し ※ システム内アップロードとは、医療費助成事務システムの共有フォルダにアップロードをすることで、自動的にアップロードデータが取り込まれることをいう。	事前	運用方法変更に伴う修正
令和2年1月15日	(別添1)事務の内容	⑥-3 医療費助成事務システム電算処理受託業者から医療助成課に、外部記録媒体により、符号取得用データを引渡し	⑥-3 医療費助成事務システム電算処理受託業者から疾病対策課に、システム内帳票配信により、符号取得用データを引渡し	事前	運用方法変更に伴う修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年1月15日	(別添1)事務の内容	⑥-4 医療助成課から疾病対策課に、外部記録媒体により、符号取得用データを引渡し	⑥-4 共有フォルダに配信されている符号取得用データを外部記録媒体(DVD)に出力して、新業務系端末へ移す。	事前	運用方法変更に伴う修正
令和2年1月15日	(別添1)事務の内容	⑥-6 疾病対策課から医療助成課に、外部記録媒体により、符号取得結果を引渡し	⑥-6 疾病対策課から医療費助成事務システム電算処理受託業者に、システム内アップロードにより、符号取得結果を引渡し	事前	運用方法変更に伴う修正
令和2年1月15日	(別添1)事務の内容	⑥-7 医療助成課から医療費助成事務システム電算処理受託業者に、外部記録媒体により、符号取得結果を引渡し	⑥-7 医療費助成事務システム電算処理受託業者が、符号取得結果を、医療費助成事務システムに取り込み	事前	運用方法変更に伴う修正
令和2年1月15日	(別添1)事務の内容	⑥-8 医療費助成事務システム電算処理受託業者が、符号取得結果を、医療費助成事務システムに取り込み	(削除)	事前	運用方法変更に伴う修正
令和2年1月15日	(別添1)事務の内容	⑦-3 医療費助成事務システム電算処理受託業者から医療助成課に、外部記録媒体により、庁内連携(照会)用データを引渡し	⑦-3 医療費助成事務システム電算処理受託業者から疾病対策課に、システム内帳票配信により、庁内連携(照会)用データを引渡し	事前	運用方法変更に伴う修正
令和2年1月15日	(別添1)事務の内容	⑦-4 医療助成課から疾病対策課に、外部記録媒体により、庁内連携(照会)用データを引渡し	⑦-4 共有フォルダに配信されている庁内連携(照会)用データを外部記録媒体(DVD)に出力して、新業務系端末へ移す。	事前	運用方法変更に伴う修正
令和2年1月15日	(別添1)事務の内容	⑦-6 疾病対策課から医療助成課に、外部記録媒体により、庁内連携(照会)結果を引渡し	⑦-6 疾病対策課から医療費助成事務システム電算処理受託業者に、システム内アップロードにより、庁内連携(照会)結果を引渡し	事前	運用方法変更に伴う修正
令和2年1月15日	(別添1)事務の内容	⑦-7 医療助成課から医療費助成事務システム電算処理受託業者に、外部記録媒体により、庁内連携(照会)結果を引渡し	⑦-7 医療費助成事務システム電算処理受託業者が、庁内連携(照会)結果を、医療費助成事務システムに取り込み	事前	運用方法変更に伴う修正
令和2年1月15日	(別添1)事務の内容	⑦-8 医療費助成事務システム電算処理受託業者が、庁内連携(照会)結果を、医療費助成事務システムに取り込み	(削除)	事前	運用方法変更に伴う修正
令和2年1月15日	(別添1)事務の内容	⑧-3 医療費助成事務システム電算処理受託業者から医療助成課に、外部記録媒体により、情報連携(照会)用データを引渡し	⑧-3 医療費助成事務システム電算処理受託業者から疾病対策課に、システム内帳票配信により、情報連携(照会)用データを引渡し	事前	運用方法変更に伴う修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年1月15日	(別添1)事務の内容	⑧-4 医療助成課から疾病対策課に、外部記録媒体により、情報連携(照会)用データを引渡し	⑧-4 共有フォルダに配信されている情報連携(照会)用データを外部記録媒体(DVD)に出力して、新業務系端末へ移す。	事前	運用方法変更に伴う修正
令和2年1月15日	(別添1)事務の内容	⑧-6 疾病対策課から医療助成課に、外部記録媒体により、情報連携(照会)結果を引渡し	⑧-6 疾病対策課から医療費助成事務システム電算処理受託業者に、システム内アップロードにより、情報連携(照会)結果を引渡し	事前	運用方法変更に伴う修正
令和2年1月15日	(別添1)事務の内容	⑧-7 医療助成課から医療費助成事務システム電算処理受託業者に、外部記録媒体により、情報連携(照会)結果を引渡し	⑧-7 医療費助成事務システム電算処理受託業者が、情報連携(照会)結果を、医療費助成事務システムに取り込み	事前	運用方法変更に伴う修正
令和2年1月15日	(別添1)事務の内容	⑧-8 医療費助成事務システム電算処理受託業者が、情報連携(照会)結果を、医療費助成事務システムに取り込み	(削除)	事前	運用方法変更に伴う修正
令和2年1月15日	(別添1)事務の内容	⑪-3 医療費助成事務システム電算処理受託業者から医療助成課に、外部記録媒体により、副本登録用データを引渡し	⑪-3 医療費助成事務システム電算処理受託業者から疾病対策課に、システム内帳票配信により、副本登録用データを引渡し	事前	運用方法変更に伴う修正
令和2年1月15日	(別添1)事務の内容	⑪-4 医療助成課から疾病対策課に、外部記録媒体により、副本登録用データを引渡し	⑪-4 共有フォルダに配信されている副本登録用データを外部記録媒体(DVD)に出力して、新業務系端末へ移す。	事前	運用方法変更に伴う修正
令和2年1月15日	(別添1)事務の内容	⑪-6 疾病対策課から医療助成課に、外部記録媒体により、副本登録結果を引渡し	⑪-6 疾病対策課から医療費助成事務システム電算処理受託業者に、システム内アップロードにより、副本登録結果を引渡し	事前	運用方法変更に伴う修正
令和2年1月15日	(別添1)事務の内容	⑪-7 医療助成課から医療費助成事務システム電算処理受託業者に、外部記録媒体により、副本登録結果を引渡し	⑪-7 医療費助成事務システム電算処理受託業者が、副本登録結果を、医療費助成事務システムに取り込み	事前	運用方法変更に伴う修正
令和2年1月15日	(別添1)事務の内容	⑪-8 医療費助成事務システム電算処理受託業者が、情報連携(照会)結果を、医療費助成事務システムに取り込み	(削除)	事前	運用方法変更に伴う修正
令和2年1月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 2 基本情報 ④記録される項目 その妥当性	・地方税関係情報、児童福祉・子育て関係情報、生活保護・社会福祉関係情報、障害者福祉関係情報(障害者手帳の等級):患者の負担上限月額の算定のために保有(児童福祉・子育て関係情報については、小児慢性特定疾病医療費助成の対象者であるかの把握)	・地方税関係情報、児童福祉・子育て関係情報、生活保護・社会福祉関係情報、障害者福祉関係情報(障害者手帳の等級)、年金関係情報:患者の負担上限月額の算定のために保有(児童福祉・子育て関係情報については、小児慢性特定疾病医療費助成の対象者であるかの把握)	事前	令和2年度から年金の情報連携が開始する予定のため、修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年1月15日	II ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法	④地方税関係情報、生活保護情報、医療保険情報、児童福祉法に基づく小児慢性特定疾病医療費助成認定情報、障害者手帳の等級情報等から患者の負担上限月額を算定する。	④地方税関係情報、生活保護情報、医療保険情報、年金関係情報、児童福祉法に基づく小児慢性特定疾病医療費助成認定情報、障害者手帳の等級情報等から患者の負担上限月額を算定する。	事前	令和2年度から年金の情報連携が開始する予定のため、修正
令和2年1月15日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ⑥委託先名	キャリアリンク株式会社	ヒューマンリソシア株式会社	事前	委託先の変更による修正
令和2年1月15日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項6 ⑥委託先名	未定	協和メールサービス株式会社	事前	委託先の変更による修正
令和2年1月15日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項7 ⑥委託先名	未定	株式会社中央梱包運輸	事前	委託先の変更による修正
令和2年1月15日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	【医療費助成事務システム】 ・特定個人情報を保管するサーバーを設置するデータセンターは、災害発生時もサーバー室等へ滞りなく電力を供給できる冗長化された電力供給設備を備えていること等の防災性を考慮している。 ・データセンターへの立入りはICカード所持者に限定しており、サーバー室に入るためには、ICカードに加え、入退室人数センサー感知、カメラによる監視等、厳重なセキュリティ対策を行っている。 ・データセンター、執務室いずれも媒体及び紙資料はロッカー等で施錠保管している。 ・端末設置場所は施錠管理するとともに、端末はセキュリティワイヤーにより固定し、ワイヤー錠はシステム管理者が一元管理し、金庫保管としている。	【医療費助成事務システム】 ・特定個人情報を保管するサーバの設置場所は、東京都庁舎内の中央コンピュータ室に設置されており、サーバ設置に適した空調設備、電源設備、セキュリティ設備を備えている。 ・東京都中央コンピュータ室への立入りは、事前に生体認証登録を行った者に限定しており、サーバ室に入るためには、生体認証に加え、暗証番号の入力、カメラによる監視等、厳重なセキュリティ対策を行っている。 ・執務室では、媒体及び紙資料はロッカー等で施錠保管している。 ・端末設置場所は施錠管理するとともに、端末はセキュリティワイヤーにより固定し、ワイヤー錠はシステム管理者が一元管理し、金庫保管としている。	事前	委託先の変更による修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年1月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	【申請書類】 ・申請書類は、収受情報を台帳で管理している。また、個人番号を取り扱う作業場所を区画し、携帯電話その他カメラ機能を有する機器の持込みを禁止している。さらに、キャビネットにおいて施錠保管を行っている。	【申請書類】 ・申請書類は、収受情報を台帳(エクセル)で管理している。また、個人番号を取り扱う作業場所を区画し、携帯電話その他カメラ機能を有する機器の持込みを禁止している。さらに、キャビネットにおいて施錠保管を行っている。鍵の保管は、事務担当者のみが把握して保管してある。	事前	より具体的に記載するため修正
令和2年1月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	(新設)	【外部記録媒体(DVD)】 外部記録媒体として使用しているDVD-Rは、情報の伝達を終了した段階で職員の手により完全に消去する。	事前	より具体的に記載するため修正
令和2年1月15日	別添2 ファイル記録項目	56 患者又は支給認定基準世帯員の市町村民税課税状況 57 患者若しくはその保護者又は支給認定基準世帯員の住民票情報(世帯主及び続柄) 58 以下の法律の規定による受給者に対する給付情報 ・健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律、児童福祉法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法及び介護保険法 59 特定個人情報照会年月日 60 特定個人情報提供年月日 61 備考	56 患者又は支給認定基準世帯員の市町村民税課税状況 57 患者の年金関係情報 58 患者若しくはその保護者又は支給認定基準世帯員の住民票情報(世帯主及び続柄) 59 以下の法律の規定による受給者に対する給付情報 ・健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律、児童福祉法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法及び介護保険法 60 特定個人情報照会年月日 61 特定個人情報提供年月日 62 備考	事前	令和2年度から年金の情報連携が開始する予定のため、修正
令和2年1月15日	Ⅲ 特定個人情報の取り扱いプロセスにおけるリスク対策 2 特定個人情報の入所リスク2:不適切な方法で入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	【高額療養費所得区分】 (福祉保健局) ・連携サーバーから取得した生活保護情報は、媒体を経由して、データセンター内において、取り込みを行う。媒体に記録するデータは暗号化する。	【保険者への所得区分照会】 (福祉保健局) ・連携サーバーから取得した生活保護情報及び中国残留邦人等支援給付情報は、医療費助成事務システムへアップロードし、取り込みを行う。	事前	・より具体的に記載するため修正 ・運用方法変更に伴う修正
令和2年1月15日	Ⅲ 特定個人情報の取り扱いプロセスにおけるリスク対策 2 特定個人情報の入所リスク3:入手した個人情報が不正確でありリスク 入手の際の本人確認の措置の内容	【高額療養費所得区分】	【保険者への所得区分照会】	事前	より具体的に記載するため修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年1月15日	Ⅲ 特定個人情報の取り扱い プロセスにおけるリスク対策 2 特定個人情報の入所 リスク3: 入手した個人情報が 不正確でありリスク 個人番号の真正性確認の措 置の内容	【高額療養費所得区分】	【所得区分】	事前	より具体的に記載するため修 正
令和2年1月15日	Ⅲ 特定個人情報の取り扱い プロセスにおけるリスク対策 2 特定個人情報の入所 リスク3: 入手した個人情報が 不正確でありリスク 個人番号の正確性確保の措 置の内容	【高額療養費所得区分】	【保険者への所得区分照会】	事前	より具体的に記載するため修 正
令和2年1月15日	Ⅲ 特定個人情報の取り扱い プロセスにおけるリスク対策 2 特定個人情報の入所 リスク4: 入手の際に特定個 人情報が漏えい・紛失するリ スク リスクに対する措置の内容	【高額療養費所得区分】 【本人確認情報・業務端末による入手】 ・外部に持ち出すことはなく、福祉保健局執務 室内に設置された端末から入手する。・静脈認 証登録により利用できる職員を限定するととも に、端末使用者及び調査対象者については使 用簿による管理を行っている。	【保険者への所得区分照会】 【本人確認情報・一括提供処理による入手】 ・入手に係る外部記録媒体は、住民基本台帳 ネットワークシステムを所管する総務局が貸し 出す物を使用する。 ・対象者に係る照会データを格納した外部記録 媒体については、総務局が定める住民基本台 帳ネットワークシステムに係る運用規程に基づ き暗号化し、総務局に職員が持ち込む。 ・総務局から入手する本人確認情報を格納した 外部記録媒体については、暗号化されている。 【本人確認情報・業務端末による入手】 ・静脈認証登録により利用できる職員を限定す るとともに、端末使用者及び調査対象者につい ては使用簿による管理を行っている。	事前	より具体的に記載するため修 正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年1月15日	Ⅲ 特定個人情報の取り扱い プロセスにおけるリスク対策 2 特定個人情報の入所 リスク4: 入手の際に特定個人 情報が漏えい・紛失するリ スク リスクに対する措置の内容	【庁内連携】(連携サーバー) ・ログイン時に利用者の認証を実施する。・イン ターネットや庁内の他のネットワークから分離さ れた専用のネットワーク上で、暗号化を行う。 ・全ての照会及び回答について、特定個人情 報の照会者、移転者、日時等をシステム上でア クセスログとして記録し、7年間保存する。・照 会側と提供(回答)側の間で行われる特定個人 情報の授受に当たっては、その中継のみを行 い、システム内に特定個人情報(副本相当)は 保有しない。 ・情報連携に用いる機器は、USB機器等に対す る制御を行い、外部記録媒体の利用を制限す る。 ・連携サーバー端末は執務室内に設置し、操 作画面が部外者の目に触れないように配置す る。	【庁内連携】 (連携サーバー) ・システムの利用可能な時間を制限している。 ・ログイン時に利用者の認証を実施する。 ・インターネットや庁内の他のネットワークから 分離された専用のネットワーク上で、暗号化を 行う。 ・全ての照会及び回答について、特定個人情 報の照会者、移転者、日時等をシステム上でア クセスログとして記録し、7年間保存する。 ・照会側と提供(回答)側の間で行われる特定 個人情報の授受に当たっては、その中継のみ を行い、システム内に特定個人情報(副本相 当)は保有しない。 ・情報連携に用いる機器は、USB機器等に対す る制御を行い、外部記録媒体の利用を制限す る。 ・新業務系端末は執務室内に設置し、操作画 面が部外者の目に触れないように配置する。 ・連携サーバーから個別業務システム(事務) に提供する照会結果ファイルは、暗号化を行 う。	事前	・より具体的に記載するため 修正
令和2年1月15日	Ⅲ 特定個人情報の取り扱い プロセスにおけるリスク対策 2 特定個人情報の入所 リスク4: 入手の際に特定個人 情報が漏えい・紛失するリ スク リスクに対する措置の内容	(福祉保健局) ・医療費助成事務システムへの取り込み作業 は、高いセキュリティが確保されたデータセン ター内で行う。なお、次期医療費助成事務シ ステムでは職員が執務室内に設置された端末で 作業し、外部記録媒体を執務室外に持ち出す ことはない。	(福祉保健局) ・医療費助成事務システムへの取り込み作業 は、職員が執務室内に設置された端末でアッ プロード作業を行う。	事前	運用方法変更に伴う修正
令和2年1月15日	Ⅲ 特定個人情報の取り扱い プロセスにおけるリスク対策 3 特定個人情報の使用 リスク1: 目的を超えた紐付 け、事務に必要な情報と の紐付けが行われるリスク ・事務で使用するその他のシ ステムにおける措置の内容	<アクセス権限の管理> 【医療費助成事務システム】 利用者IDによりアクセス可能な業務範囲を限 定し、正当な権限のない利用者からは個人番 号を利用できないようアクセス制御を行って いる。次期医療費助成事務システムでは、加 えて、情報連携のため、個人情報を外部記録 媒体に書き出す場合は、二要素認証機能付き の専用端末のみで行えるよう制限する。	<アクセス権限の管理> 【医療費助成事務システム】 利用者IDによりアクセス可能な業務範囲を限 定し、正当な権限のない利用者からは個人番 号を利用できないようアクセス制御を行って いる。加えて、情報連携のため、個人情報を 外部記録媒体に書き出す場合は、二要素認証 機能付きの専用端末のみで行えるよう制限し ている。	事前	より具体的に記載するため修 正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年1月15日	Ⅲ 特定個人情報の取り扱い プロセスにおけるリスク対策 3 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク ユーザー認証の管理 具体的な管理方法	【医療費助成事務システム】 ・システムセキュリティに係る内規により端末起動時にID・パスワードでのユーザー認証を行う。 ・IDの有効期限は一定期間で設定し、パスワードについては一定期間ごとに強制変更させるほか、一定回数以上誤ったパスワードを入力すると該当IDはロックされる。 ・アクセスログが一定期間保管され、誰がいつどの情報を参照・変更等の操作を行ったか把握でき、IDの不適正利用が確認された場合は、当該IDの利用を制限する。 ・ID管理に係る内規に基づき、利用者ID管理簿の定期的な棚卸を実施し、必要最低限の利用者ID付与を行っている。 ・次期医療費助成事務システムでは、二要素認証情報を用いた管理も行う。	【医療費助成事務システム】 ・システムセキュリティに係る内規により端末起動時にID・パスワードでのユーザー認証を行う。 ・IDの有効期限は一定期間で設定し、パスワードについては一定期間ごとに強制変更させるほか、一定回数以上誤ったパスワードを入力すると該当IDはロックされる。 ・アクセスログが一定期間保管され、誰がいつどの情報を参照・変更等の操作を行ったか把握でき、IDの不適正利用が確認された場合は、当該IDの利用を制限する。 ・ID管理に係る内規に基づき、利用者ID管理簿の定期的な棚卸を実施し、必要最低限の利用者ID付与を行っている。 ・また、個人情報を外部記録媒体に書き出す場合は、二要素認証情報を用いた管理も行っている。	事前	より具体的に記載するため修正
令和2年1月15日	Ⅲ 特定個人情報の取り扱い プロセスにおけるリスク対策 3 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク アクセス権限の発効・失効の管理 具体的な管理方法	【医療費助成事務システム】 ・ID管理に係る規定に基づき、一元管理を行っている。年度当初にシステム利用所管に当たった調査を実施し、利用者の異動情報を把握した上で、情報セキュリティ責任者(統括)が権限の付与・削除をID管理簿の加除訂正を行いながら実施する。 ・年度途中の権限付与管理は職員については異動情報、委託先従事者については申請に基づき行っている。 ・IDは年度末に失権するよう設定しており、調査時に連絡が漏れたり、遅れた場合、IDは失効するよう設定されている。 ・次期医療費助成事務システムでは、二要素認証情報を用いた管理も行う。	【医療費助成事務システム】 ・ID管理に係る規定に基づき、一元管理を行っている。年度当初にシステム利用所管に当たった調査を実施し、利用者の異動情報を把握した上で、情報セキュリティ責任者(統括)が権限の付与・削除をID管理簿の加除訂正を行いながら実施する。 ・年度途中の権限付与管理は職員については異動情報、委託先従事者については申請に基づき行っている。 ・IDは年度末に失権するよう設定しており、調査時に連絡が漏れたり、遅れた場合、IDは失効するよう設定されている。 ・また、個人情報を外部記録媒体に書き出す場合は、二要素認証情報を用いた管理も行っている。	事前	より具体的に記載するため修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年1月15日	Ⅲ 特定個人情報の取り扱い プロセスにおけるリスク対策 3 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等によって不正に使用されるリスク アクセス権限の管理 具体的な管理方法	【医療費助成事務システム】 ・アクセス権限については、情報セキュリティ責任者(統括)が全ての権限を一元的に管理しており、操作者の所属及び業務に合わせて、システムの機能ごとに「更新・参照可」、「参照のみ可」、「更新・参照不可」の権限を設定している。ID管理簿の定期的な棚卸により、付与する権限に過不足が生じないようにし、どのIDにどのような権限が設定されているのかを把握している。 ・ID管理簿は内部認証手続により、権限設定が適正であることを確認している。・IDの不適正利用が確認された場合は、システムセキュリティに係る内規により、当該IDの利用を制限する。 ・次期医療費助成事務システムでは、IDによる管理に加え、二要素認証を用い、アクセス権限管理を行う。	【医療費助成事務システム】 ・アクセス権限については、情報セキュリティ責任者(統括)が全ての権限を一元的に管理しており、操作者の所属及び業務に合わせて、システムの機能ごとに「更新・参照可」、「参照のみ可」、「更新・参照不可」の権限を設定している。ID管理簿の定期的な棚卸により、付与する権限に過不足が生じないようにし、どのIDにどのような権限が設定されているのかを把握している。 ・ID管理簿は内部認証手続により、権限設定が適正であることを確認している。 ・IDの不適正利用が確認された場合は、システムセキュリティに係る内規により、当該IDの利用を制限する。 ・また、IDによる管理に加え、二要素認証を用い、アクセス権限管理を行っている。	事前	より具体的に記載するため修正
令和2年1月15日	Ⅲ 特定個人情報の取り扱い プロセスにおけるリスク対策 3 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等によって不正に使用されるリスク 特定個人情報の使用の記録 具体的な方法	【医療費助成事務システム】 ・システムセキュリティに係る内規により、アクセスログは一定期間保管している。なお、不正操作の監視を行うとともに、ログ分析についてシステム運用管理者から月次報告を受け、確認している。	【医療費助成事務システム】 ・システムセキュリティに係る内規により、アクセスログは一定期間保管している。なお、不正操作の監視を行うとともに、ログ分析についてシステム運用管理者から月次報告を受け、確認している。 また、一般ユーザはサーバ内のログにアクセスできない設定にすることで、閲覧、改ざん、消去等の不正行為に対する対策を取っている。	事前	より具体的に記載するため修正
令和2年1月15日	Ⅲ 特定個人情報の取り扱い プロセスにおけるリスク対策 4 特定個人情報ファイルの 取り扱いの委託 特定個人情報の提供ルール ・委託先から他者への提供に 関するルール内容及び ルール順守の確認方法	【委託事項1及び3並びに5から7まで】 ・業務上、委託先から他者への提供はない。 【委託事項2】 ・委託事項2から委託事項3への申請データの受渡しは、仕様書により、都から貸与する専用トランクを使用して行い、施錠の上、運搬させている。格納するデータは暗号化している。また、授受の際は双方から送付書(受領書)を取り交わし、それぞれの書面を都に回付し受渡し状況を確認している。 ・仕様書により、目的外使用の禁止、第三者への提供の禁止、複写及び複製の禁止、情報の保管及び管理等に対する義務違反時の損害賠償の請求等について、定めた上で実施している。 【委託事項4】 ・委託事項1「入力業務」及び委託事項4「審査業務」は、疾病対策課分室の同一執務室内で一連の事務として行っている。	【委託事項1、及び3並びに4から7まで】 ・業務上、委託先から他者への提供はない。 【委託事項2】 ・委託事項2から委託事項3への申請データの受渡しは、仕様書により、都から貸与する専用トランクを使用して行い、施錠の上、運搬させている。格納するデータは暗号化している。また、授受の際は双方から送付書(受領書)を取り交わし、それぞれの書面を都に回付し受渡し状況を確認している。 ・仕様書により、目的外使用の禁止、第三者への提供の禁止、複写及び複製の禁止、情報の保管及び管理等に対する義務違反時の損害賠償の請求等について、定めた上で実施している。	事前	より具体的に記載するため修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年1月15日	Ⅲ 特定個人情報の取り扱い プロセスにおけるリスク対策 4 特定個人情報ファイルの 取り扱いの委託 特定個人情報の提供ルール ・委託元と委託先間の提供先 に関するルール内容及び ルール順守の確認方法	【委託事項3】 ・仕様書により、その内容を遵守する旨記載した誓約書を都に提出させる。また、都による監査、点検及び検査に協力することとしている。 ・オンライン入力又はバッチ入力で受け渡された申請データが格納されるDBへのアクセス権限は都から付与されるIDにより設定され、必要最小限に制限されている。 ・本番データーの参照・修正は都の指示に基づき行っている。作業状況については週次の定例会で報告を受け確認している。・作業はデータセンターに設置されている専用端末により実施しており、さらに、データセンターへの立入りはICカード所持者に限定しており、サーバー室に入るためには、ICカードに加え、入退室人数センサー感知、カメラによる監視等、厳重なセキュリティ対策を行っている。 ・次期医療費助成事務システムではサーバー機器は東京都中央コンピューター室に設置し、ICカードと生体認証による入退室管理を行う。	【委託事項3】 ・仕様書により、その内容を遵守する旨記載した誓約書を都に提出させる。また、都による監査、点検及び検査に協力することとしている。 ・オンライン入力又はバッチ入力で受け渡された申請データが格納されるDBへのアクセス権限は都から付与されるIDにより設定され、必要最小限に制限されている。 ・本番データーの参照・修正は都の指示に基づき行っている。作業状況については週次の定例会で報告を受け確認している。 ・作業はデータセンターに設置されている専用端末により実施しており、さらに、データセンターへの立入りはICカード所持者に限定している。サーバー機器は東京都中央コンピューター室に設置し、ICカードと生体認証による入退室管理を行っている。	事前	より具体的に記載するため修正
令和2年1月15日	Ⅲ 特定個人情報の取り扱い プロセスにおけるリスク対策 4 特定個人情報ファイルの 取り扱いの委託 特定個人情報の消去ルール ・ルール内容及びルール順 守の確認方法	【委託事項2】 ・仕様書により、入力に使用した書類の速やかな返却を求めており、複写を禁止している。 【委託事項3】 ・仕様書により、入力に使用した書類の速やかな返却を求めており、複写を禁止している。 【委託事項3】 ・仕様書により、用務完了後に記録媒体上に含まれる当該委託業務に係る情報を全て消去することが規定されており、消去した情報項目、数量、消去方法及び消去日等を明示した書面の報告を求めている。消去方法については仕様書により定めている。	【委託事項2】 ・仕様書により、入力に使用した書類の速やかな返却を求めており、複写を禁止している。 ・仕様書により、用務完了後に記録媒体上に含まれる当該委託業務に係る情報を全て消去することが規定されており、消去した情報項目、数量、消去方法及び消去日等を明示した書面の報告を求めている。消去方法については仕様書により定めている。 ・定期的に作業場所に臨場し、作業方法等の視察を行うことで、適正に処理していることの確認をしている。 【委託事項3】 ・仕様書により、用務完了後に記録媒体上に含まれる当該委託業務に係る情報を全て消去することが規定されており、消去した情報項目、数量、消去方法及び消去日等を明示した書面の報告を求めている。消去方法については仕様書により定めている。 ・定期的に作業場所に臨場し、作業方法等の視察を行うことで、適正に処理していることの確認をしている。	事前	より具体的に記載するため修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年1月15日	Ⅲ 特定個人情報の取り扱い プロセスにおけるリスク対策 4 特定個人情報ファイルの 取り扱いの委託 特定個人情報ファイルの取り 扱いの委託におけるその他の リスク及びそのリスクに対する 措置	【委託事項2及び3】 ・データセンター内の管理領域に私物の電子機 器等の持込みは禁止されており、入室前に専 用のロッカーに預けている。 【委託事項3】 ・データセンター内は24時間固定及び巡回カメ ラの双方で監視・録画されており、巡回警備も 行っている。	【委託事項2及び3】 ・東京都中央コンピュータ室内の管理領域に私 物の電子機器等の持込みは禁止されており、 入室前に専用のロッカーに預けている。 【委託事項3】 ・東京都中央コンピュータ室内は24時間固定 及び巡回カメラの双方で監視・録画されてお り、巡回警備も行っている。	事前	運用方法変更に伴う修正
令和2年1月15日	Ⅲ 特定個人情報の取り扱い プロセスにおけるリスク対策 5 特定個人情報の提供・移 転(委託や情報提供ネット ワークシステムを通じた提供 を除く。)	【高額療養費所得区分】 【庁内連携】 (連携サーバー) 全ての照会及び回答について、特定個人情報 の照会者、移転者、日時等をシステム上でアク セスログとして記録し、7年間保存する。 (福祉保健局) ・医療費助成事務システムではアクセスログが 一定期間保管され、誰がいつどの情報を参照・ 変更等の操作を行ったか記録している。	【保険者への所得区分照会】 【庁外連携】 (連携サーバー) 全ての照会及び回答について、特定個人情報 の照会者、移転者、日時等をシステム上でアク セスログとして記録し、7年間保存する。 【庁内連携】 (福祉保健局) ・医療費助成事務システムではアクセスログが 一定期間保管され、誰がいつどの情報を参照・ 変更等の操作を行ったか記録している。	事前	より具体的に記載するため修 正
令和2年1月15日	Ⅲ 特定個人情報の取り扱い プロセスにおけるリスク対策 5 特定個人情報の提供・移 転(委託や情報提供ネット ワークシステムを通じた提供 を除く。) 特定個人情報の提供・移転に 関するルール ・ルールの内容及びルール順 守の確認方法	【高額療養費所得区分】 【庁内連携】 (連携サーバー) (福祉保健局)	【保険者への所得区分照会】 【庁外連携】 (連携サーバー) 【庁内連携】 (福祉保健局)	事前	より具体的に記載するため修 正
令和2年1月15日	Ⅲ 特定個人情報の取り扱い プロセスにおけるリスク対策 5 特定個人情報の提供・移 転(委託や情報提供ネット ワークシステムを通じた提供 を除く。) リスク2 不適切な方法で提 供・移転が行われるリスク ・リスクに対する措置の内容	【高額療養費所得区分】	【保険者への所得区分照会】	事前	より具体的に記載するため修 正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年1月15日	Ⅲ 特定個人情報の取り扱い プロセスにおけるリスク対策 5 特定個人情報の提供・移 転(委託や情報提供ネット ワークシステムを通じた提供 を除く。) リスク3 誤った情報を提供・ 移転してしまうリスク、誤った 相手に提供・移転してしまうリ スク ・リスクに対する措置の内容	【高額療養費所得区分】 【庁内連携】	【保険者への所得区分照会】 【庁外連携】	事前	より具体的に記載するため修 正
令和2年1月15日	Ⅲ 特定個人情報の取り扱い プロセスにおけるリスク対策 6 情報提供ネットワークシ ステムとの接続 リスク1 目的外の入手が行 われるリスク ・リスクに対する措置の内容	【医療費助成事務システム】 ・利用者IDによりアクセス可能な業務範囲を限定し、正当な権限のない利用者からは個人番号を利用できないようアクセス制御を行っている。加えて、次期医療費助成事務システムでは、情報連携のため、個人情報を外部記録媒体に書き出す場合は、二要素認証機能付きの専用端末のみで行えるよう制限する。 【福祉保健局】 ・情報提供ネットワークにより特定個人情報を取得する際は、対象者について使用簿を作成し、内部承認を経た上で、照会ファイル作成のためのシステム登録を行う。	【医療費助成事務システム】 ・利用者IDによりアクセス可能な業務範囲を限定し、正当な権限のない利用者からは個人番号を利用できないようアクセス制御を行っている。加えて、情報連携のため、個人情報を外部記録媒体に書き出す場合は、二要素認証機能付きの専用端末のみで行えるよう制限している。 【福祉保健局】 ・情報提供ネットワークにより特定個人情報を取得する際は、対象職員について使用簿を作成し、照会ファイル作成のための内部承認を行う。	事前	より具体的に記載するため修 正
令和2年1月15日	Ⅲ 特定個人情報の取り扱い プロセスにおけるリスク対策 6 情報提供ネットワークシ ステムとの接続 リスク5 不正な提供が行わ れるリスク ・リスクに対する措置の内容	【医療費助成事務システム】 ・利用者IDによりアクセス可能な業務範囲を限定し、正当な権限のない利用者からは個人番号を利用できないようアクセス制御を行っている。加えて、次期医療費助成事務システムでは、情報連携のため、個人情報を外部記録媒体に書き出す場合は、二要素認証機能付きの専用端末のみで行えるよう制限する。 ・システムセキュリティに係る内規により、アクセスログを一定期間保管し、不正操作の監視を行う。	【医療費助成事務システム】 ・利用者IDによりアクセス可能な業務範囲を限定し、正当な権限のない利用者からは個人番号を利用できないようアクセス制御を行っている。加えて、情報連携のため、個人情報を外部記録媒体に書き出す場合は、二要素認証機能付きの専用端末のみで行えるよう制限している。 ・システムセキュリティに係る内規により、アクセスログを一定期間保管し、不正操作の監視を行う。	事前	より具体的に記載するため修 正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年1月15日	Ⅲ 特定個人情報の取り扱い プロセスにおけるリスク対策 6 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク6 不適切な方法で提供されるリスク ・リスクに対する措置の内容	【医療費助成事務システム】 ・利用者IDによりアクセス可能な業務範囲を限定し、正当な権限のない利用者からは個人番号を利用できないようアクセス制御を行っている。加えて、次期医療費助成事務システムでは、情報連携のため、個人情報を外部記録媒体に書き出す場合は、二要素認証機能付きの専用端末のみで行えるよう制限する。 ・システムセキュリティに係る内規により、アクセスログを一定期間保管し、不正操作の監視を行う。	【医療費助成事務システム】 ・利用者IDによりアクセス可能な業務範囲を限定し、正当な権限のない利用者からは個人番号を利用できないようアクセス制御を行っている。加えて、次期医療費助成事務システムでは、情報連携のため、個人情報を外部記録媒体に書き出す場合は、二要素認証機能付きの専用端末のみで行えるよう制限する。 ・システムセキュリティに係る内規により、アクセスログを一定期間保管し、不正操作の監視を行う。	事前	より具体的に記載するため修正
令和2年1月15日	Ⅲ 特定個人情報の取り扱い プロセスにおけるリスク対策 7 特定個人情報の保管・消去 リスク1 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑤物理的対策 具体的な対策の内容	【医療費助成事務システム】 ・データセンターは、冗長化された電力供給設備、ガス消火装置等の設備を備え、防災性を考慮している。・データセンターへの立入りはICカード所持者に限定しており、サーバー室に入るためには、ICカードに加え、入退室人数センサー感知、カメラによる監視等、厳重なセキュリティ対策を行っている。 ・次期医療費助成事務システムのサーバー機器が設置される東京都中央コンピュータ室においても災害発生に備え、免震床、ガス消火を設置するなど対応している。また、入退室はICカード及び生体認証による入退室管理、カメラ・有人による監視を行っている。・データセンター、執務室いずれも媒体及び紙資料は施錠保管している。 ・端末設置場所は施錠管理するとともに、端末はセキュリティワイヤーにより固定し、ワイヤー錠は情報セキュリティ責任者（統括）が一元管理し、施錠保管している。	【医療費助成事務システム】 ・医療費助成事務システムのサーバー機器が設置される東京都中央コンピュータ室では、空調設備、電源設備、セキュリティ設備の設置に加えて、災害発生に備え、免震床の設置、ハロンガス消火装置の設置など、災害への対策もしている。 ・中央コンピュータ室では、入退室口での24時間有人監視、ICカード及び生体認証による入退室管理、サーバ設置エリアの監視カメラによる監視等を行っている。また、危険物、コンピュータ、記憶媒体、鞆、コート類及び業務上必要のない機器等は持込み禁止としており、必要な機器を持ち込む際にも、事前届出制としており、入室時にチェックを行っている。 ・執務室では電子媒体及び紙資料は施錠保管している。 ・端末はセキュリティワイヤーにより固定し、ワイヤー錠は情報セキュリティ責任者（統括）が一元管理し、施錠保管している。	事前	運用方法変更に伴う修正
令和2年1月15日	Ⅲ 特定個人情報の取り扱い プロセスにおけるリスク対策 7 特定個人情報の保管・消去 リスク1 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑥技術的対策 具体的な対策の内容	【医療費助成事務システム】 ・入手した特定個人情報を取り込むこととなる医療費助成システムは、専用回線又は閉塞ネットワークとし、外部ネットワークから第三者によるアクセスは不可能である。 ・加えて、ファイアーウォールを設置し、許可していない端末やポート番号の通信遮断を行っている。 ・唯一の外部との接触点である外部記録媒体からのウィルス感染に備え、ウィルス対策ソフトを導入している。	【医療費助成事務システム】 ・入手した特定個人情報を取り込むこととなる医療費助成事務システムは、専用回線又は閉塞ネットワークとし、外部ネットワークから第三者によるアクセスは不可能である。 ・加えて、ファイアーウォールを設置し、許可していない端末やポート番号の通信遮断を行っている。 ・唯一の外部との接触点である外部記録媒体からのウィルス感染に備え、ウィルス対策ソフトを導入している。（パターンファイル毎月1回リモート配布により更新）	事前	より具体的に記載するため修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年1月15日	Ⅲ 特定個人情報の取り扱い プロセスにおけるリスク対策 7 特定個人情報の保管・消去 リスク1 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか ・その内容	【事故の内容】 ① 平成27年10月29日、起案文書のうち194件の公開件名に個人情報が含まれており、情報公開システムにおける公文書の目録として公開されてしまった。 ② 平成27年12月1日、総務局総合防災部職員が、防災関係職員が携帯することとなっていた小冊子「災害テレホンメモ」を入れていた鞆を帰宅途中において紛失した。「災害テレホンメモ」には、東京都幹部職員及び防災関係職員に係る電話番号氏名等が記載されていたが、鞆は2日後に発見され、回収した。回収時に鞆の中身は全てあり、個人情報の流出は確認されていない。 ⑧(新設)	【事故の内容】 ①(削除) ②(削除) ⑧平成30年9月21日、監理団体職員が、メール送信の際、委託事業者のメールアドレスを「BCC」欄に入力し送信すべきところ、誤って「宛先」欄へ入力し送信した。その結果、委託事業者の担当者名、所属会社名及びメールアドレスが送信先に漏えいした。	事前	内容更新
令和2年1月15日	Ⅲ 特定個人情報の取り扱い プロセスにおけるリスク対策 7 特定個人情報の保管・消去 リスク1 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか ・再発防止策の内容	① 文書の起案時には、職員が公開件名に個人情報等が含まれていないかを確認した上で案件登録を行う。また、ファイル責任者が行う公開処理については、公開件名に個人情報等が含まれていないかを起案者(ファイル責任者)及び決定関与者が十分に確認する。今回の事故を踏まえた注意喚起を図るとともに職員に周知した。 ② 職員に対し、個人情報の重要性及び適正な取扱いの徹底について注意喚起を行うとともに、「災害テレホンメモ」について、携帯者を限定、冊子形式から更新可能な形態へと変更、記載内容の精査を行うこととした。	①(削除) ②(削除) ⑧平成30年9月26日に「建設局個人情報漏えい事故等対策本部」を設置し、本件周知と再発防止についての検討を行った。同日、総務部長名にて「個人情報に関する事故の再発防止について(通知)」を発出し、建設局個人情報安全管理基準の趣旨を踏まえ、事故防止に向けて万全を期すよう局内に周知した。また、他の監理団体に対しても、同様の事故が起きないように指導した。	事前	内容更新
令和2年1月15日	Ⅲ 特定個人情報の取り扱い プロセスにおけるリスク対策 7 特定個人情報の保管・消去 リスク3 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク 消去手順 手順の内容	(新設)	【外部記録媒体】 ・使用後はデータを消去して施錠保管すると共に、在庫管理をしている。	事前	運用方法変更に伴う修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年1月15日	IV その他のリスク対策 2. 従業者に対する教育・啓発 具体的な方法	【職員（非常勤含む。）】 ・全職員を対象に情報セキュリティ・個人情報保護の研修を実施している。研修の目的は、個人情報保護の重要性及び適正管理等に関する理解を深め、個人情報保護の遵守を徹底することである。具体的には、以下の研修を実施している。 ・個人端末からアクセスするeラーニング研修（理解度が基準に達しないと修了できない） ・新規採用職員や他局転入職員等を対象とした研修	【職員（非常勤含む。）】 ・全職員を対象に情報セキュリティ・個人情報保護の研修を実施している。研修の目的は、個人情報保護の重要性及び適正管理等に関する理解を深め、個人情報保護の遵守を徹底することである。具体的には、以下の研修を実施している。 ・個人端末からアクセスするeラーニング研修（理解度が基準に達しないと修了できない） ・新規採用職員や他局転入職員等を対象とした研修 ・未研修者に対しては、研修受講者によるフォローアップ研修の実施	事前	運用方法変更に伴う修正
令和2年1月15日	VI 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	2017/11/20	2019/7/17	事前	時点更新
令和2年1月15日	VI 評価実施手続 2. 国民・住民等からの意見の聴取 ②実施日・期間	平成30年2月7日から平成30年3月8日の30日間	令和元年8月9日から同年9月7日の30日間	事前	時点更新
令和2年1月15日	VI 評価実施手続 3. 第三者点検 ①実施日	2018/3/26	令和元年9月17日から同年10月24日まで	事前	時点更新
令和3年10月19日	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事前	法令改正のため
令和3年10月19日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・仕様 ④入手に係る妥当性	【本人確認情報】 ・番号法第19条第7号並びに別表第二の26、56の2及び87の項に規定する情報提供に対応するため、難病法施行細則第3条に規定する書類の提出により、本人確認情報を取得する。 ・番号法第19条第7号並びに別表第二の26、56の2及び87の項に規定する情報提供に対応するため、住民基本台帳ネットワークシステムから本人確認情報を取得する。	【本人確認情報】 ・番号法第19条第8号並びに別表第二の26、56の2及び87の項に規定する情報提供に対応するため、難病法施行細則第3条に規定する書類の提出により、本人確認情報を取得する。 ・番号法第19条第8号並びに別表第二の26、56の2及び87の項に規定する情報提供に対応するため、住民基本台帳ネットワークシステムから本人確認情報を取得する。	事前	法令改正のため
令和3年10月19日	I 基本情報 7. 評価実施機関における担当部署 ①部署	福祉保健局保健政策部疾病対策課 福祉保健局保健政策部医療助成課	福祉保健局保健政策部疾病対策課	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年10月19日	I 基本情報 7. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	疾病対策課長 医療助成課長	疾病対策課長	事前	
令和3年11月26日	(別添1)事務の内容	④-1 疾病対策課から医療助成課に、入力票を持込み。	④-1 疾病対策課からシステム入力データ作成業務受託業者に、入力票と一緒に入力用外部記録媒体を引渡し	事前	運用方法変更に伴う修正
令和3年11月26日	(別添1)事務の内容	④-2 医療助成課からシステム入力データ作成業務受託業者に、入力票と一緒に入力用外部記録媒体を引渡し	(削除)	事前	運用方法変更に伴う修正
令和3年11月26日	(別添1)事務の内容	④-3 システム入力データ作成業務受託業者から医療費助成事務システム電算処理受託業者に、外部記録媒体により、システム入力データを引渡し	(削除)	事前	運用方法変更に伴う修正
令和3年11月26日	(別添1)事務の内容	④-4 システム入力データ作成業務受託業者から医療助成課に、入力票を返却	④-2 システム入力データ作成業務受託業者から疾病対策課に、入力票及び入力データを返却	事前	運用方法変更に伴う修正
令和3年11月26日	(別添1)事務の内容	④-5 医療助成課から疾病対策課に、入力票を返却	(削除)	事前	運用方法変更に伴う修正
令和3年11月26日	(別添1)事務の内容	④-6 更新申請書類の個人番号に関するもの以外の情報は、疾病対策課分室において医療費助成事務システムに入力	④-3 更新申請書類の個人番号に関するもの以外の情報は、疾病対策課分室において医療費助成事務システムに入力	事前	運用方法変更に伴う修正
令和3年11月26日	(別添1)事務の内容	④-7 医療費助成事務システム電算処理受託業者が入力データを医療費助成事務システムに取り込み。	④-4 疾病対策課が入力データを医療費助成事務システムに取り込み。	事前	運用方法変更に伴う修正
令和3年11月26日	(別添1)事務の内容	④-8 医療費助成事務システムの電算処理受託業者から医療助成課に、特定個人情報を消去した上で、外部記録媒体を返却	(削除)	事前	運用方法変更に伴う修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年11月26日	(別添1)事務の内容	⑤-7 疾病対策課から医療費助成事務システム電算処理受託業者に、※システム内アップロードにより、住民基本台帳ネットワークシステムから得た照会結果を引渡し※ システム内アップロードとは、医療費助成事務システムの共有フォルダにアップロードをすることで、自動的にアップロードデータが取り込まれることをいう。	⑤-7 疾病対策課から医療費助成事務システムに、住民基本台帳ネットワークシステムから得た照会結果を※アップロード ※ アップロードとは、医療費助成事務システムの共有フォルダにアップロードをすることで、自動的にアップロードデータが取り込まれることをいう。	事前	実態に合わせるための文言修正
令和3年11月26日	(別添1)事務の内容	⑤-8 医療費助成事務システム電算処理受託業者が、住民基本台帳ネットワークシステムから得た照会結果を、医療費助成事務システムに取り込み	(削除)	事前	実態に合わせるための文言修正
令和3年11月26日	(別添1)事務の内容	⑥-6 疾病対策課から医療費助成事務システム電算処理受託業者に、システム内アップロードにより、符号取得結果を引渡し	⑥-6 疾病対策課から医療費助成事務システムに、符号取得結果をアップロード	事前	実態に合わせるための文言修正
令和3年11月26日	(別添1)事務の内容	⑥-7 医療費助成事務システム電算処理受託業者が、符号取得結果を、医療費助成事務システムに取り込み	(削除)	事前	実態に合わせるための文言修正
令和3年11月26日	(別添1)事務の内容	⑦-6 疾病対策課から医療費助成事務システム電算処理受託業者に、システム内アップロードにより、庁内連携(照会)結果を引渡し	⑦-6 疾病対策課から医療費助成事務システムに、庁内連携(照会)結果をアップロード	事前	実態に合わせるための文言修正
令和3年11月26日	(別添1)事務の内容	⑦-7 医療費助成事務システム電算処理受託業者が、庁内連携(照会)結果を、医療費助成事務システムに取り込み	(削除)	事前	実態に合わせるための文言修正
令和3年11月26日	(別添1)事務の内容	⑧-6 疾病対策課から医療費助成事務システム電算処理受託業者に、システム内アップロードにより、情報連携(照会)用データを引渡し	⑧-6 疾病対策課から医療費助成事務システムに、情報連携(照会)用データをアップロード	事前	実態に合わせるための文言修正
令和3年11月26日	(別添1)事務の内容	⑧-7 医療費助成事務システム電算処理受託業者が、情報連携(照会)結果を、医療費助成事務システムに取り込み	(削除)	事前	実態に合わせるための文言修正
令和3年11月26日	(別添1)事務の内容	⑪-6 疾病対策課から医療費助成事務システム電算処理受託業者に、システム内アップロードにより、副本登録結果を引渡し	⑪-6 疾病対策課から医療費助成事務システムに、副本登録結果をアップロード	事前	実態に合わせるための文言修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年11月26日	(別添1)事務の内容	⑪-7 医療費助成事務システム電算処理受託業者が、副本登録結果を、医療費助成事務システムに取り込み	(削除)	事前	実態に合わせるための文言修正
令和5年8月10日	全項目	福祉保健局保健政策部疾病対策課	保健医療局保健政策部疾病対策課	事前	実態に合わせるための文言修正
令和5年8月10日	Ⅲ リスク対策(プロセス) 5 特定個人情報の提供・移転	・保険者からの回答については収受簿、庁内送付簿(医療助成課から疾病対策課に回答を転送する。)により管理する。	・保険者からの回答については収受簿により管理する。	事前	実態に合わせるための文言修正
令和5年8月10日	V 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	【特定医療費の支給認定に関する情報】 東京都福祉保健局保健政策部疾病対策課難病認定担当 163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 第一本庁舎29階南側 03-5320-4472 【特定医療費の支給に関する情報】 東京都福祉保健局保健政策部医療助成課医療調整担当 163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 第一本庁舎29階中央 03-5320-4453	【特定医療費の支給認定及び支給に関する情報】 東京都保健医療局保健政策部疾病対策課難病認定担当 163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 第一本庁舎29階南側 03-5320-4472	事前	実態に合わせるための文言修正
令和5年8月10日	V 開示請求、問合せ 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	【特定医療費の支給認定に関する情報】 東京都福祉保健局保健政策部疾病対策課難病認定担当 163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 第一本庁舎29階南側 03-5320-4472 【特定医療費の支給に関する情報】 東京都福祉保健局保健政策部医療助成課医療調整担当 163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 第一本庁舎29階中央 03-5320-4453	【特定医療費の支給認定及び支給に関する情報】 東京都保健医療局保健政策部疾病対策課難病認定担当 163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 第一本庁舎29階南側 03-5320-4472	事前	実態に合わせるための文言修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年8月10日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	・難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号。以下「難病法」という。)に基づき、難病患者に対し、当該難病に係る医療等に要した費用の助成(特定医療費の支給)を行うための認定審査を実施している。 ・難病の患者に対する医療等に関する法律に基づき、特定医療費の支給認定を受けた難病患者に対し、特定医療費を支給するとともに、当該支給情報を管理している。 ・特定個人情報ファイルは同法の規定に従い、特定医療費の支給認定審査の際の、在住要件の確認、患者の負担上限月額の算定及び支給情報の管理に使用している。 ・情報提供ネットワークシステムから申請書類に係る情報の一部(地方税関係情報、生活保護情報、中国残留邦人等支援給付情報及び年金情報、健康保険証資格情報)を取得する。 ・申請書類は、特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例(平成11年東京都条例第106号)及び市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例(平成11年東京都条例第107号)の規定に基づき、区市町村の窓口で必要書類及び必須項目の記載が全て整っていることを確認した上で收受し、東京都へ進達している。	・難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号。以下「難病法」という。)に基づき、難病患者に対し、当該難病に係る医療等に要した費用の助成(特定医療費の支給)を行うための認定審査を実施している。 ・難病の患者に対する医療等に関する法律に基づき、特定医療費の支給認定を受けた難病患者に対し、特定医療費を支給するとともに、当該支給情報を管理している。 ・特定個人情報ファイルは同法の規定に従い、特定医療費の支給認定審査の際の、在住要件の確認、患者の負担上限月額の算定及び支給情報の管理に使用している。 ・情報提供ネットワークシステムから申請書類に係る情報の一部(地方税関係情報、生活保護情報、中国残留邦人等支援給付情報及び年金情報、健康保険証資格情報)を取得する。 ・申請書類は、特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例(平成11年東京都条例第106号)及び市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例(平成11年東京都条例第107号)の規定に基づき、区市町村の窓口で必要書類及び必須項目の記載が全て整っていることを確認した上で收受し、東京都へ進達している。 ・マイナンバー法に基づき、医療費助成の対象者になった者の、認定情報(登録者情報含む)・支給情報を中間サーバー上に副本登録を行っている。	事前	
令和5年8月10日	I 基本情報 4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由 ①実務実施上の必要性	難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく特定医療費の支給認定において、対象者であることの確認、患者自己負担上限月額の算定等のために、住所情報や課税情報を正確に把握する必要がある。 特定医療費の支給に際し、支給実績を記録し、適正な医療費給付がなされているか把握・確認する必要がある。	難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく特定医療費の支給認定において、対象者であることの確認、患者自己負担上限月額の算定等のために、住所情報や課税情報を正確に把握する必要がある。 特定医療費の支給に際し、支給実績を記録し、適正な医療費給付がなされているか把握・確認する必要がある。 登録者証情報を記録し、対象者の円滑な福祉・就労・災害の際の支援につなげる必要がある。	事前	実態に合わせるための文言修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年8月10日	I 基本情報 5. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項及び第3項並びに別表第一の98の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号。以下「別表第一省令」という。)第71条 特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例第2条の表61の3の項 市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例第2条の表29の6の19の項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項及び第3項並びに別表第一の98の項及び別表第二の10の項、14の項、55の項、56の2の項、79の項、108の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号。以下「別表第一省令」という。)第71条 特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例第2条の表61の3の項 市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例第2条の表29の6の19の項	事前	実態に合わせるための文言修正
令和5年8月15日	I 基本情報 3. 特定個人情報ファイル名	難病医療費助成受給者認定・給付情報ファイル(難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務)	難病医療費助成受給者認定・給付情報ファイル	事前	実態に合わせるための文言修正
令和5年8月18日	II ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元	福祉保健局生活福祉部	福祉局生活福祉部	事前	組織改編に伴う文言修正
令和5年8月18日	II ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④入手に係る妥当性	・平成29年6月までの間については難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則(平成26年東京都規則第194号。以下「難病法施行細則」という。)第3条に規定する書類の提出により、医療費の支給認定に必要な情報を取得する。	(削除)	事前	運用の終了に伴う修正
令和5年8月18日	II ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④入手に係る妥当性	・情報提供ネットワークシステムによる地方公共団体との情報連携により、医療費の支給認定に必要な、自己負担上限月額の算定等に必要な住民税課税情報、年金関係情報、生活保護受給情報及び中国残留邦人等支援給付情報を取得する。	・情報提供ネットワークシステムによる地方公共団体との情報連携により、医療費の支給認定に必要な、自己負担上限月額の算定等に必要な住民税課税情報、年金関係情報、生活保護受給情報及び中国残留邦人等支援給付情報、健康保険資格情報を取得する。	事前	運用の変更に伴う修正
令和5年8月18日	II ファイルの概要 3. 特定個人情報の取扱いの委託 委託事項2 ⑥委託先名	株式会社 KDS	株式会社 アイネスリレーションズ	事前	社名の変更に伴う修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年8月18日	Ⅱ ファイルの概要 3. 特定個人情報の取扱いの委託 委託事項3 ⑥委託先名	みずほ情報総研株式会社	みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社	事前	社名の変更に伴う修正
令和5年8月18日	Ⅱ ファイルの概要 3. 特定個人情報の取扱いの委託 委託事項5 ⑥委託先名	株式会社 ピーエスロジスティックス	株式会社 悦興運	事前	委託先の変更に伴う修正
令和5年8月18日	Ⅱ ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先1	道府県知事、区市長又は社会福祉法(昭和26年法律第45号)に規定する福祉に関する事務所を管理する町村長(以下「道府県知事等」という。)	道府県知事、区市長又は社会福祉法(昭和26年法律第45号)に規定する福祉に関する事務所を管理する町村長	事前	
令和5年8月18日	Ⅳ その他のリスク対策 1. 監査 ②監査	【内部監査】 以下の観点で内部監査人による監査を毎年実施している。	【内部監査】 以下の観点で内部監査人による監査を4年に一度実施している。	事前	運用の変更に伴う修正
令和5年8月18日	Ⅲ リスク対策(プロセス) 3. 特定個人情報の使用 リスク3	・東京都個人情報の保護に関する条例(平成2年東京都条例第113号)で目的外利用は禁止されている。 ・また、東京都特定個人情報の保護に関する条例(平成27年東京都条例第141号)で利用の制限が規定されている。	・個人情報の保護に関する法律及び東京都個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年東京都条例第130号)で目的外利用は禁止されている。 ・また、個人情報の保護に関する法律及び東京都個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年東京都条例第130号)で利用の制限が規定されている。	事前	条例の廃止及び制定に伴う修正
令和5年8月18日	Ⅲ リスク対策(プロセス) 4. 特定個人情報の取扱いの委託 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	【委託事項1から6まで】 ・契約書により、東京都個人情報の保護に関する条例及び東京都特定個人情報の保護に関する条例の規定を遵守し、個人情報の漏洩防止等適正な管理のために必要な体制の確保に万全の措置を講じingことを規定している。 【委託事項7】 ・契約書により、東京都個人情報の保護に関する条例及び東京都特定個人情報の保護に関する条例の規定を遵守し、個人情報の漏洩防止等適正な管理のために必要な体制の確保に万全の措置を講じingことを規定する。	【委託事項1から6まで】 ・契約書により、個人情報の保護に関する法律及び東京都個人情報の保護に関する法律施行条例の規定を遵守し、個人情報の漏洩防止等適正な管理のために必要な体制の確保に万全の措置を講じingことを規定している。 【委託事項7】 ・契約書により、個人情報の保護に関する法律及び東京都個人情報の保護に関する法律施行条例の規定を遵守し、個人情報の漏洩防止等適正な管理のために必要な体制の確保に万全の措置を講じingことを規定する。	事前	条例の廃止及び制定に伴う修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年8月18日	Ⅲ リスク対策(プロセス) 7. 特定個人情報の保管・消去 ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	【事故の内容】 ① 平成28年4月21日、事務担当者が「海の森友の会通信」をメールで送信する際、全員のメールアドレス443件をbcc欄ではなく、誤って宛先欄に入力し、送信してしまった。 ② 平成28年9月16日、都が委託している私立高等学校等就学支援金の審査に係る事務において、再委託先が、審査に係る生徒保護者への書類を、誤った住所に送付した。送付書類は、書類に不備がある生徒保護者に対し、不足書類の提出期限等を連絡するものであり、生徒の氏名及び就学支援金認定番号が含まれていた。 ③ 平成29年1月17日、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例に基づき、排出量取引に利用する指定管理口座の名義人情報を環境局ホームページで公表している。個人情報については希望する場合に公表するものとして、公表を希望しない個人の名義人情報(8指定口座396名分)がホームページで閲覧可能な状況になっており、個人情報流出した。 ④ 平成29年3月10日、都税のクレジットカード納付を行うために受託事業者が運営している「都税クレジットカードお支払サイト」について、ソフトウェアの脆弱性に起因する第三者による不正アクセスが確認され、サーバ上に保持していたクレジットカード番号及び有効期限(36万4,181件)メールアドレス(36万2,049件)の情報を不正に取得されていたことが判明した。	①令和2年8月21日に東京都人権プラザにおいて開催した「心と体を傷つけられて亡くなった天国の子供たちのメッセージ」展のメディア向けカンファレンスの動画配信案内を(公財)東京都人権啓発センターの行事案内希望者に対して送付する際、事務担当者が誤ってメールアドレスをBCC欄ではなく、CC欄に入力して発信したため、個人情報流出する事故が発生した。 ②令和3年1月に東京都電子調達システムにより印刷物の契約案件を公表した際、印刷物の配布先となる町会名のみを公表するところ、誤って中野区内の町会の代表者の氏名、住所及び電話番号を1月28日から2月3日までの間、公表してしまった。 ③令和3年3月、助成金返還事務のためにフンビシより取り寄せていた平成29年度教育助成金調査票(B表)の返却手続きを行った際、段ボール二箱分がないことが発覚した。当該段ボール箱は執務室内の空きスペースにて保管していた。 ④令和3年7月、都のインターンシップ関連イベントに係る告知メールを送信する際、都が過去に出展した民間企業主催の就職イベント参加者及び当該企業に対して都関連の採用情報の提供を希望した者のメールアドレスを、BCC欄ではなく宛先欄に入力して一斉に送信したため、個人情報流出する事故が発生した。	事前	実態に合わせるための文言修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年8月18日	Ⅲ リスク対策(プロセス) 7. 特定個人情報の保管・消去 ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	⑤平成29年9月1日、一般財団法人東京マラソン財団から海外メディア記者126名に対し、東京マラソンの申込者数についてプレスリリースのメール配信を実施した際、記者126名のメールアドレスを誤ってbccではなくccに入力し、メールアドレスが表示された状態で一斉送信してしまった。 ⑥平成29年11月29日、建設局職員が出張先において、所属職員324名分の個人情報を記載した緊急連絡網等が入った鞆を置いたまま移動し、紛失した。 ⑦平成30年4月24日、上野動物園で行った動物の観覧抽選に関し、指定管理者の委託先事業者が当選ハガキ状を発送したところ、内209件について、「代表者氏名」「同行者氏名」の全部または一部に他の当選者(代行者・同行者)の氏名が記載されていた。 ⑧平成30年9月21日、監理団体職員が、メール送信の際、委託事業者のメールアドレスを「BCC」欄に入力し送信すべきところ、誤って「宛先」欄へ入力し送信した。その結果、委託事業者の担当者名、所属会社名及びメールアドレスが送信先に漏えいした。	⑤令和3年9月、東日本大震災都内避難者向けに作成する「都内避難者の皆様への定期便」の一部について、送付業務の受託者が誤って本人以外の避難者の宛名を記載して発送してしまい、氏名が流出する事故が発生した。 ⑥令和3年12月、都営住宅の毎月募集の申込者に対して、東京都住宅供給公社において、抽せん番号をお知らせする郵便はがきを発送する準備を行い、料金別納で郵便局に持ち込みを完了したつもりであったが、後日、郵便局に確認したところ、持ち込まれたことを示す書類がないことが判明した。申込者に電話で確認したところ、郵便はがきが届いていることを確認できなかったため、申込者の氏名、住所等が記載されたはがきを紛失する事故が発生した。 ⑦令和4年5月、指定管理者が運営する東京都現代美術館において、ミュージアムショップ運営の受託事業者スタッフが、展覧会図録を予約した顧客へ一斉に案内メールを送信する際、メールアドレスをBCC欄ではなく、宛先欄に入力して発信した。 ⑧令和4年5月、都の技能検定試験に関する業務を行う東京都職業能力開発協会において、技能検定試験に関する通知を外国人技能実習の監理団体に対してメールで送付する際、事務担当者が誤ってメールアドレスをBCC欄ではなく、CC欄に入力し、一斉送信した。	事前	実態に合わせるための文言修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年8月18日			⑨令和4年5月、就学支援金事務の受託者である東京都私学財団が、就学支援金の基礎データをCD-Rに情報を保存し、対象高等学校等宛で一斉に送付したところ、そのうち1校において、他校の受給者に関する情報が含まれていることが判明した。 ⑩令和4年5月、都の医療機器産業への参入支援事業の受託者が、事業に関するイベントを案内するメールマガジンを送付する際、宛先欄に複数のメールアドレスを入力し、送信してしまった。同社の配信システムは、1名分のメールを送信した後、宛先欄のメールアドレスが自動で次の1名のアドレスに上書き処理されるプログラムが組まれていたが、プログラムの改修ミスにより、メールアドレスが上書きではなく追記されて送信されていた。 ⑪令和4年10月、東京都陽性者登録センターの運営受託者が、医療機関で新型コロナウイルス陽性の診断を受け、センターに登録申請を行った複数の患者への登録完了メールを、送付先アドレスが全て入れ替わったまま送信してしまった。 ⑫令和4年12月、労働力調査の統計調査員に対して連絡事項をメールした際、BCC欄を入力して送るべきところを宛先欄に入力し、一斉送信した。	事前	実態に合わせるための文言修正
令和5年8月18日	Ⅲ リスク対策(プロセス) 7. 特定個人情報の保管・消去 ⑩死者の個人番号 具体的な保管方法		生存者の個人番号と同様の方法にて安全管理措置を実施している。	事前	実態に合わせるための文言修正
令和5年8月26日	Ⅲ リスク対策(プロセス) 2. 特定個人情報を入手する際のリスク リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク リスクに対する措置の内容	福祉保健局研修	保健医療局研修	事前	組織改編に伴う文言修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年8月26日	Ⅲ リスク対策(プロセス) 2. 特定個人情報入手する際のリスク リスク4: 入手の際に特定個人情報が入り漏れ・紛失するリスク リスクに対する措置の内容	(福祉保健局)	(保健医療局)	事後	組織改編に伴う文言修正
令和5年8月26日	Ⅱ ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱い 委託の有無	7件	6件	事前	実態に合わせるための文言修正
令和5年8月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項6	特定医療費支給対象者連絡票封入等作業委託	(削除)	事前	実態に合わせるための文言修正
令和5年8月26日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	委託事項7	委託事項6 (上記の委託事項6の削除に伴う委託事項番号の振り直し)	事前	実態に合わせるための文言修正
令和5年10月24日	表紙 評価書名	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務に係る特定個人情報保護評価書(全項目評価書)	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給等に関する事務に係る特定個人情報保護評価書(全項目評価書)	事前	実態に合わせるための文言修正
令和5年10月24日	Ⅰ 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務に係る特定個人情報保護評価書	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給等に関する事務に係る特定個人情報保護評価書	事前	実態に合わせるための文言修正
令和5年10月24日	Ⅰ 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	・マイナンバー法に基づき、医療費助成の対象となった者の、認定情報(登録者証情報含む)・支給情報を中間サーバー上に副本登録を行っている。	・マイナンバー法に基づき、医療費助成の対象者になった者の、認定情報及び支給情報、並びに指定難病に罹患した者の登録者証情報を中間サーバー上に副本登録を行っている。	事前	実態に合わせるための文言修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年10月24日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 システムの名称	医療費助成事務システム(難病法による特定医療費の支給等に関する事務)	医療費助成事務システム	事前	実態に合わせるための文言修正
令和5年11月29日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク3. 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク		【中間サーバー】 ・中間サーバーに副本登録されたデータのうち5年間異動のないものは、定期処理により削除される。	事前	実態に合わせるための文言修正
令和6年1月17日	(別添1)事務の内容 事務・システムフロー図 及び(備考)			事前	委託事項をはじめ、より分かりやすくするための修正
令和6年1月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1～委託事項6	委託事項1 難病医療費助成申請情報データ入力業務委託 委託事項2 医療費助成事務システム入力データファイル作成処理委託 委託事項3 医療費助成事務の電算処理委託 委託事項4 難病医療費助成更新業務委託 委託事項5 特定医療費の支給認定に関する申請書類等搬送便業務委託 委託事項6 特定個人情報に係る文書の保管・廃棄委託	委託事項1 特定医療費の支給認定に関する申請書類等搬送便業務委託 委託事項2 難病医療費助成更新業務委託 委託事項3 医療費助成事務システム入力データファイル作成処理委託 委託事項4 難病医療費助成申請情報データ入力業務委託 委託事項5 特定個人情報に係る文書の保管・廃棄委託 委託事項6 医療費助成事務の電算処理委託	事後	委託事項について。上記のフロー図に表示される順に修正
令和6年1月17日	V 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ②請求方法	指定様式による書面提出(原則として持参)により開示、訂正又は利用停止の請求を受け付ける。	指定様式による書面提出により開示、訂正又は利用停止の請求を受け付ける。	事後	改正個人情報保護法(令和5年4月施行)に伴う取扱いの変更
令和6年5月21日	II ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイル取扱いの委託 委託事項1 ⑥委託先名	株式会社 悦興運	株式会社 ユニバーサルエクスプレス	事前	委託先の変更による修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年5月21日	Ⅱ ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイル取 扱いの委託 委託事項3 ⑥委託先名	株式会社アイネスリレーションズ	株式会社 信興	事前	委託先の変更による修正
令和6年5月21日	全体	(新設)	Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携 に係る追加事項	事前	PMHの導入に伴う修正